第３期石井町障がい者計画
第５期石井町障がい福祉計画
（第１期石井町障がい児福祉計画）

平成 30 年３月

徳島県　石井町

目　次

第１編　総論

第１章　計画策定にあたって ... 3
１　計画の概要 ... 5
（１）計画策定の趣旨 ... 5
（２）計画の位置づけ ... 6
（３）徳島県の方針 ... 7
（４）計画の期間 ... 7
２　法令・制度改正の動き ... 8
（１）障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正 ... 8
（２）社会福祉法の改正 ... 9
（３）障害者差別解消法の制定 ... 9
（４）発達障害者支援法の改正 ... 10
（５）基本指針の見直しについて ... 11
３　計画の策定・推進体制 ... 12
（１）策定体制 ... 12
（２）推進体制 ... 13
第２章　障がいのある人を取り巻く現状 ... 15
１　人口・世帯 ... 17
（１）人口の状況 ... 17
（２）世帯の状況 ... 18
２　障害者手帳などの所持者数 ... 19
（１）身体障がい者 ... 19
（２）知的障がい者 ... 20
（３）精神障がい者 ... 21
３　地域資源の状況 ... 22
（１）障がい福祉サービスなど提供事業所 ... 22
（２）相談支援 ... 23
４　アンケート調査の概要 ... 24
（１）実施概要 ... 24
（２）結果の概要 ... 25

第２編　障がい者計画

第３章　基本的な考え方 ... 45
１　基本理念 ... 47
２　基本目標 ... 47

３　計画課題 48
４　施策の体系 49
第４章　障がい福祉施策の展開 51
１　施策の展開 53
（１）広報・啓発活動 53
（２）生活支援 54
（３）保健・医療 55
（４）教育・育成 56
（５）雇用・就労 57
（６）生活環境 57

第３編　障がい福祉計画

第５章　障がい福祉サービス等の見込量 61
１　障がい福祉サービスの利用状況 63
（１）障がい福祉サービス利用者数の推移 63
（２）利用人数・利用量の推移 64
２　地域生活支援事業の利用状況 67
（１）必須事業 67
（２）任意事業 69
３　障がい福祉サービスの見込量 70
（１）訪問系サービス 70
（２）日中活動系サービス 71
（３）居住系サービス 72
（４）相談支援 72
（５）障がい児支援 73
４　地域生活支援事業の見込量及び確保策 74
（１）必須事業 74
（２）任意事業 76
第６章　成果目標 77
１　平成 32 年度末の目標 79
（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】 79
（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】 79
（３）地域生活支援拠点等の整備【継続】 79
（４）福祉施設から一般就労への移行【継続】 80
（５）障がい児支援の提供体制の整備等【新規】 81

第１編　総論

第１章　計画策定にあたって

1 計画の概要

（1）計画策定の趣旨

障がいのある人もない人も、同じ社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそが望ましい社会であるというノーマライゼーションの考え方が世界的に広がっています。

こうした潮流の中で、本町でも保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境などの分野で総合的かつ計画的に障がい者を支援する施策を推進していこうと考えています。

国や県の動向を見ますと、国では平成 14 年に、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現を目指した「障害者基本計画」を策定し、平成 24 年度までの 10 か年に対する障がい者施策の基本的方向を定めました。その後、平成 18 年に署名した「障がい者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成 21 年の一部改正を経て、平成 23 年に改正された「障害者基本法」では、障がい者の定義が見直されるとともに、市町村においては「障害者基本計画」の策定が義務付けられました。これにより、障がい者に対して適切なサービスを提供できる体制を関連機関と共に構築することになりました。

平成 25 年には障がい者の範囲に難病患者を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など、平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」を「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」に改正し、施行されました。この約 10 か年の間に、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定され、「障害者の権利に関する条約」は平成 26 年１月に批准されました。

平成 28 年には「障害者総合支援法」を一部改正して（以下、障害者総合支援法等一部改正法）、平成 30 年度から施行となりました。これにより、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるような支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が行われます。

徳島県では、平成 19 年３月に「障害者基本法」に基づく「徳島県障害者施策新長期計画」を策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。平成 24 年には「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」を基本理念とした「徳島県障害者施策基本計画」を策定し、すべての人々が、地域において主体性を持ち、輝くことができる社会を目指しています。

こうした国や県の法令に対応して、本町では「地域での支え合いにより　ともに生きるまちづくり」の実現を目指し、平成 30 年度より「第３期石井町障がい者計画・第５期石井町障がい福祉計画・第１期石井町障がい児福祉計画」を策定します。なお、本計画内での「障がい者」とは、「身体障がい、知的障がい、精神障がい〈発達障がい・高次脳機能障がい〉、その他の心身の機能の障がい〈難病に起因する障がいを含む〉がある者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障害者基本法第２条第１項第１号）とします。

また、この計画は石井町の総合計画やその他関連計画との整合性を併せ持つものです。

（２）計画の位置づけ

①法的位置づけ

「第３期石井町障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第３項に基づくもので、石井町の障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示し、障がい児・者が地域で生きがいを持って豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

「第５期石井町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第１項に基づくもので、「第３期石井町障がい者計画」の基本方針を踏まえ、整合性を保ちながら、障害者総合支援法に定める障がい福祉サービスなどの提供に関する具体的な施策やサービス見込量を示した計画として位置づけています。

また「石井町障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法や児童福祉法の趣旨を踏まえ、「石井町障がい福祉計画」と一体的に作成し、障がい児通所支援などの提供に関するための体制の確保やサービス見込量を示した計画として位置づけています。

②関連計画との整合性

本町の上位計画である「石井町総合発展計画」や、関連計画である「石井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、その他関連計画との整合性を図り策定しています。

図表　計画の位置づけと関連計画

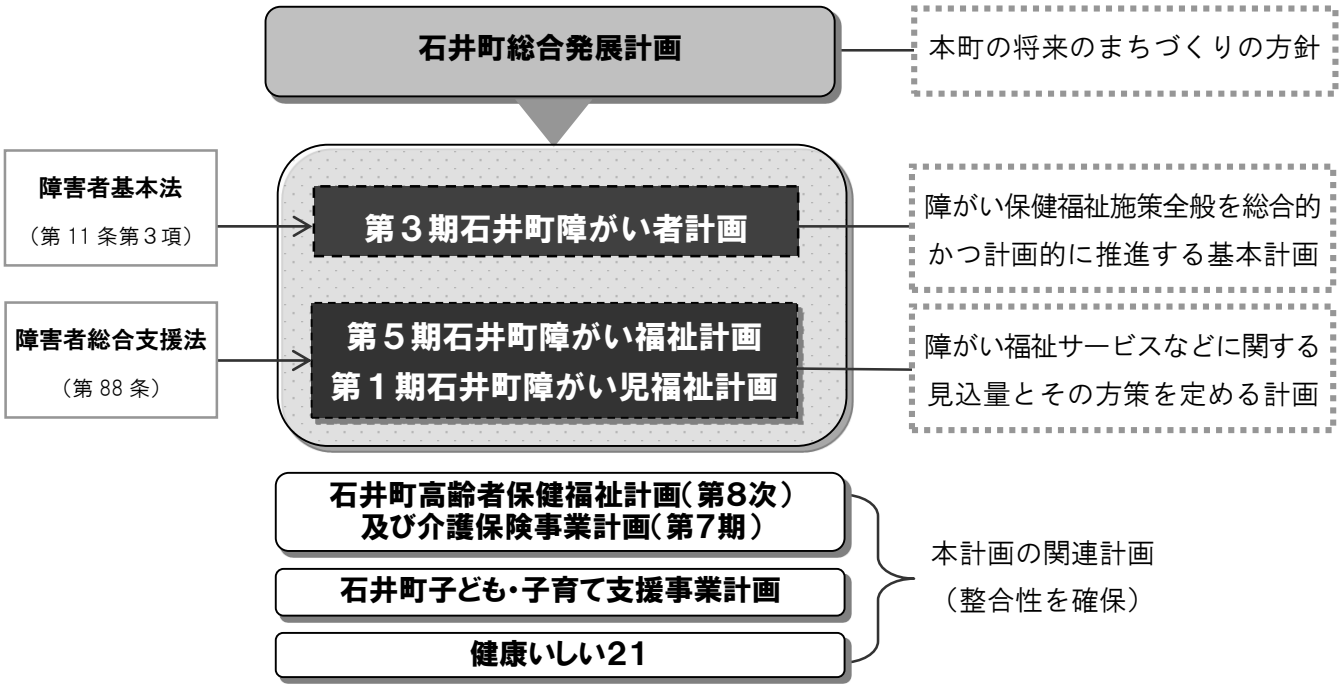

（３）徳島県の方針

徳島県では平成 30 年３月に、「障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重し、活躍できる徳島づくり」を基本理念に「徳島県障がい者施策基本計画」を策定することとしています。

この計画では、１）地域社会における「心のバリアフリー」の促進、２）地域で安心して暮らせる環境づくり、３）障がい者の自立と社会参加の促進、４）障がい福祉サービス等の支援体制の充実、の４つを計画の重点項目として掲げています。

また、計画の基本的な考え方として、１）条例の理念の尊重及び整合性の確保、２）障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援、３）社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、４）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、５）障がい特性や地域に配慮したきめ細かい支援、６）障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援、７）障がい福祉サービス・障がい児支援の提供体制の確保、の７つを掲げ、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」に基づく各種施策を推進しています。

（４）計画の期間

「第３期石井町障がい者計画」は、平成 30 年度から平成 35 年度までの６年間、「第５期石井町障がい福祉計画」及び「第１期石井町障がい児福祉計画」は、平成 30 年度から平成 32 年度までの３年間を計画期間とします。

ただし、国の障害者福祉政策の見直しなどが行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

図表　計画期間

2 法令・制度改正の動き

（１）障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

平成 30 年４月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案について」が施行されます。主な改正内容は、以下の通りです。

項目	主な内容
1. 趣旨	障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。
2. 障害者の望む地域生活の支援	（1）**地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設** （施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する） （2）**就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設** （就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する） （3）**重度訪問介護の訪問先の拡大** （重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする） （4）**高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用** （65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減〈償還〉できる仕組みを設ける）
3. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応	（1）**居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設** （重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する） （2）**保育所等訪問支援の支援対象の拡大** （保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する） （3）**医療的ケアを要する障害児に対する支援** （医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする） （4）**障害児のサービス提供体制の計画的な構築** （障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする）
4. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備	（1）**補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）** （補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする）

平成 30 年４月１日施行（ただし2.（3）については、公布日より（平成 28 年６月３日））

（２）社会福祉法の改正

平成 29 年４月に、改正社会福祉法が施行されます。これにより、障がい者支援の主要な担い手でもある社会福祉法人の制度改革が進められ、介護福祉人材の確保促進が期待されます。

しかし、これまで社会福祉法人の許認可権限が、主に国や都道府県にありましたが、地方分権により、平成 25 年度より一定の社会福祉法人の認可、指導監査などの事務が市町村に移譲されることになりました。制度改正後の社会福祉法人の所轄庁の区分は、以下の通りです。

所轄庁		社会福祉法人が行う事業の範囲
市	市長	主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を超えないもの
都道府県	知事	所轄庁が市長または厚生労働大臣でないもの（町村など）
厚生労働省	厚生労働大臣	2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、厚生労働省令で定めたもの

（３）障害者差別解消法の制定

平成 28 年４月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。この法律は平成 18 年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の考え方を反映し、行政機関や民間事業者による「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障がいのあるなしに関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるための法律です。

法の対象範囲は、障害者基本法で定められたすべての障がいのある人（身体障がい、知的障がい、精神障がい〈発達障がい・高次脳機能障がいを含む〉、その他の心身の機能の障がい〈難病に起因する障がいを含む〉がある人で、障がいや社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人）で障害者手帳を所持していない人も含まれます。

行政機関や事業者が講ずべき措置として定められた主な２つの事項は、以下の通りです。

◎**不当な差別的取扱いの禁止**

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限する、障害のない人に対しては付さない条件を付けるなどの、障害のある人の権利利益の侵害をいう。

◎**障害のある人への合理的配慮**

行政機関及び民間事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

（４）発達障害者支援法の改正

平成 28 年８月に、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行されました。平成 17 年の「発達障害者支援法」の施行から 10 年が経過し、乳幼児から高齢期までの切れ目のない支援や家族などを含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援が必要となってきている背景から、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律が全般にわたって改正されました。市町村が関連する主な改正内容は、以下の通りです。また、この法律において「発達障害者」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害」などの発達障がいを有するために「日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」をいい、発達障害者のうち十八歳未満のものを「発達障害児」と示されています。

関係条項	改正の概要
責務（3条）	【相談体制の整備】を新設
	関係機関間の協力部局の例示に【警察】を追加
児童の発達障害の早期発見など（5条）	発達障害の疑いのある児童の【保護者への情報提供、助言】を追加
教育（8条）	本条の対象に含める十八歳以上の発達障害児に、【専修学校の高等課程】に在学する者を追加
	【年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた】十分な教育を受けられるようにするため、必要な措置として、【他の児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、】適切な教育的支援を行うこと、【個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進】、【いじめの防止等のための対策の推進】を規定
情報の共有の促進（9条の2）	【個人情報の保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報の共有を促進】を新設
地域での生活支援（11 条）	地域での生活支援の視点として【性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて】を追加
権利利益の擁護（12 条）	権利利益の擁護支援の内容に、【差別の解消、いじめ・虐待の防止、成年後見制度が適切に行われ広く利用されるようにすること】を追加
司法手続における配慮（12 条の2）	【個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮】を新設
発達障害者の家族等への支援（13 条）	家族への支援（家族の監護の支援）の対象に【その他の関係者】を追加し、支援の内容に【適切な対応をすること等のため】【情報の提供】や【家族が互いに支え合うための活動の支援】を追加
国民に対する普及及び啓発（21 条）	普及、啓発の内容として【個々の発達障害の特性】を追加し、その方法として【学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて】を追加
専門的知識を有する人材の確保等（23 条）	対象者に【労働、捜査及び裁判に関する業務従事者】を追加し、研修等の目的に【個々の発達障害の特性に関する理解】を追加

（５）基本指針の見直しについて

市町村・都道府県の障がい福祉計画は、現行の第４期計画の計画期間が平成 29 年度末までであること、また、児童福祉法の改正により、都道府県・市町村において障がい児福祉計画を定めるものとされたことから、平成 30 年度を初年度とする第５期計画の作成に係る基本指針の見直しについて、国では、平成 28 年 10 月から社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、平成 29 年１月６日に開催された障害者部会において、見直しの方向性について、了承されました。基本指針の見直しの主なポイントは、以下の６点です。

【①　地域における生活の維持及び継続の推進】

地域における生活の維持及び継続の推進を図るため、各市町村又は各圏域における地域生活支援拠点等の整備を一層進めること及び、「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめを踏まえ、基幹相談支援センターの設置促進に向け、都道府県において基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、積極的な働きかけを行う。

【②　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

【③　就労定着に向けた支援】

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行う就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

【④　障がい児のサービス提供体制の計画的な構築】

平成 28 年５月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村及び都道府県に対し障害児福祉計画の作成を義務付けられることとなったため、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。また、医療的ニーズへの対応を目指し、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関の協議の場の設置など行う。

【⑤　地域共生社会の実現に向けた取組】

すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体などによる、法律や制度に基づかない活動への支援などを通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進する。

【⑥　発達障がい者支援の一層の充実】

地域の実情に応じた発達障がい者支援の体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置が重要である。可能な限り身近な場所において、必要な支援を受けられるよう発達障害者支援センターの複数設置などの適切な配慮を県が主体となり行う。

3　計画の策定・推進体制

（１）策定体制

①名西郡自立支援協議会

委託相談支援事業者や特別支援学校進路担当者などからなる「名西郡自立支援協議会」において、計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきました。

②事務局

福祉生活課障がい福祉係が事務局となり、石井町計画策定委員会の庶務を行うとともに、アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画案の作成など、計画策定全般にかかる事務を行いました。

（２）推進体制

①町の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局などとの連携を図りながら本計画を推進します。

また、障がい福祉計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、名西郡自立支援協議会において、本計画の実施状況を点検・評価し、その結果を町ホームページなどで公表します。

障がい福祉計画におけるＰＤＣＡサイクルのプロセスのイメージ

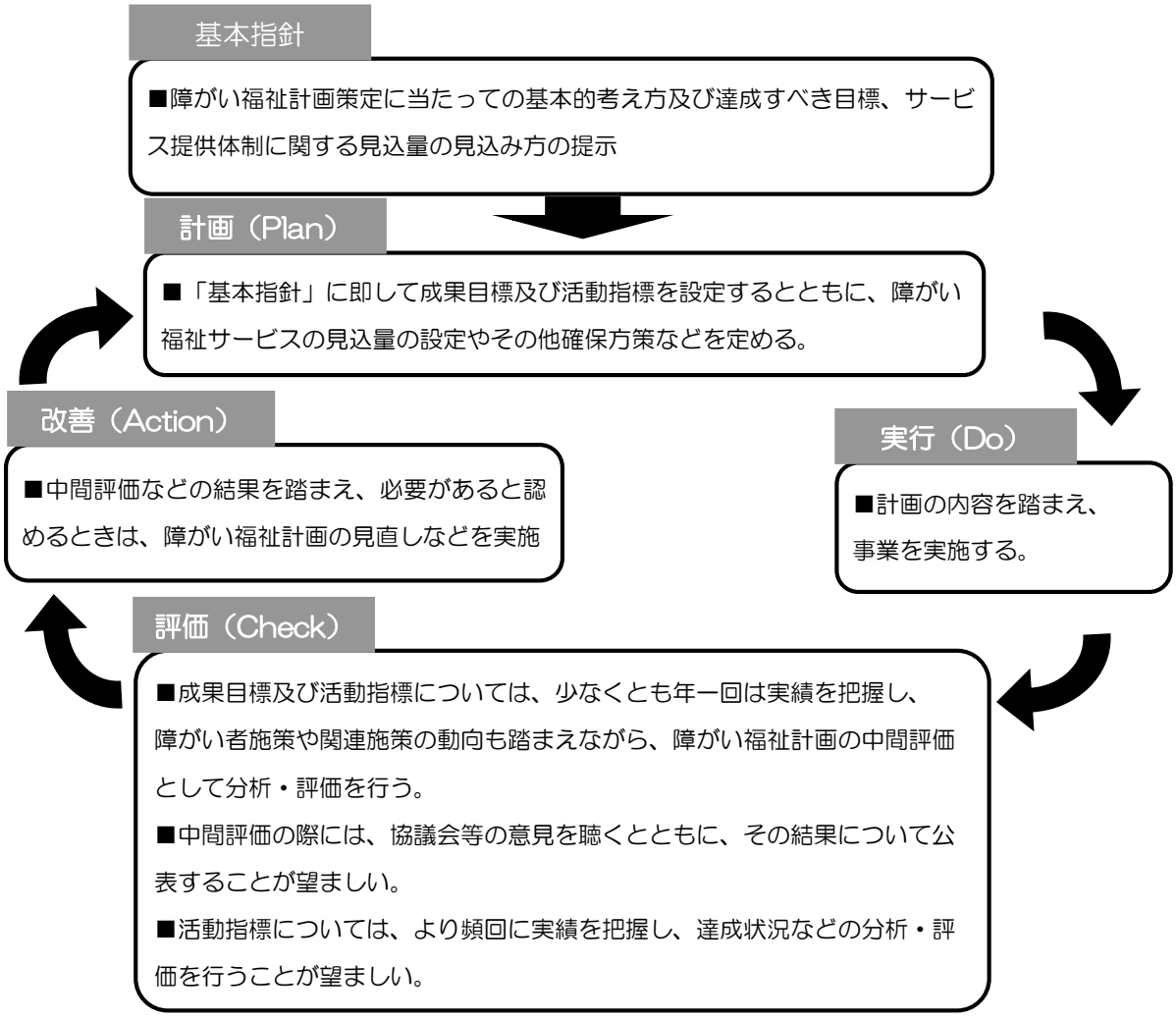

②圏域での連携

徳島県及び近隣の市町村と連携を取り、名西郡自立支援協議会で決定した事項について幅広い意見交換を図るとともに、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

③行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつあるニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

④関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外の様々な関係施設などが、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある人が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティア団体や障がい者団体に情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

⑤計画の普及・啓発

本計画について、広報いしいや町ホームページ、パンフレットなどでの広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、町内会や民生委員・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取組や活動事例などを紹介していきます。

第２章　障がいのある人を取り巻く現状

1 人口・世帯

（1）人口の状況

本町の人口は、平成 29 年 10 月１日現在で 26,148 人です。平成 24 年以降緩やかな減少傾向にあり、平成 24 年から平成 29 年の５年間で約 567 人減少しています。

年齢別に見ると、高齢者人口は増加傾向にある一方、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少しています。

図表　年齢３区分別人口の推移

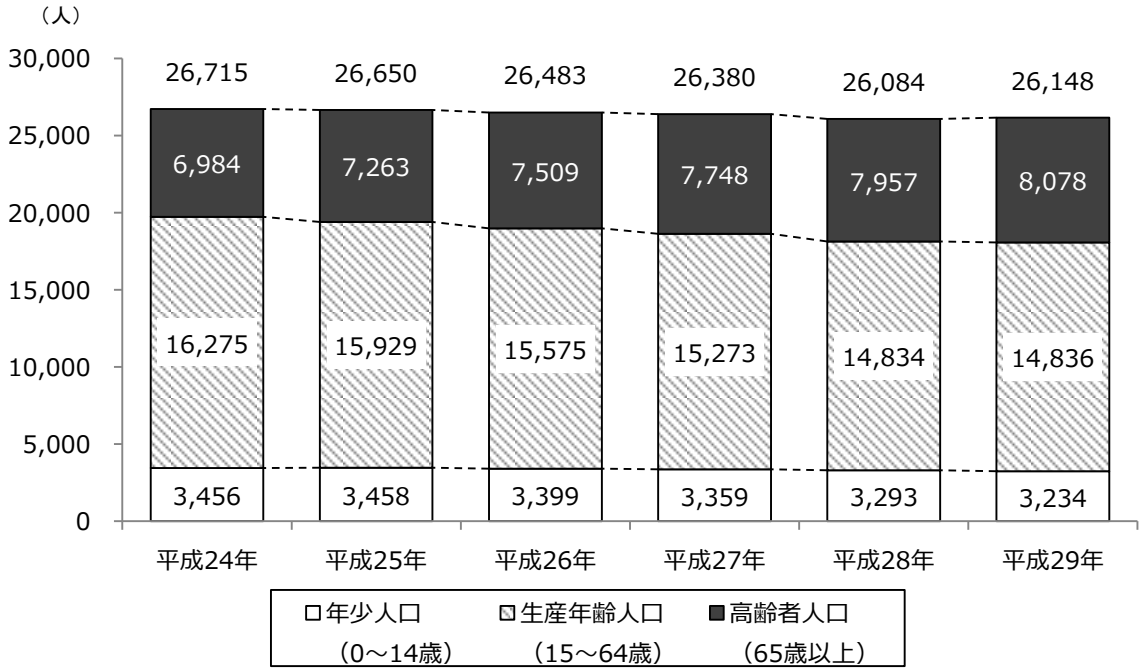

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

（２）世帯の状況

本町の世帯数は、平成 29 年 10 月１日末現在で 10,532 世帯となっており、平成 24 年以降増加傾向が見られます。

１世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成 24 年の 2.66 人から平成 29 年には、2.48 人となっています。核家族化の進展や一人暮らしの増加がうかがえます。

図表　世帯数及び１世帯当たり人員の推移

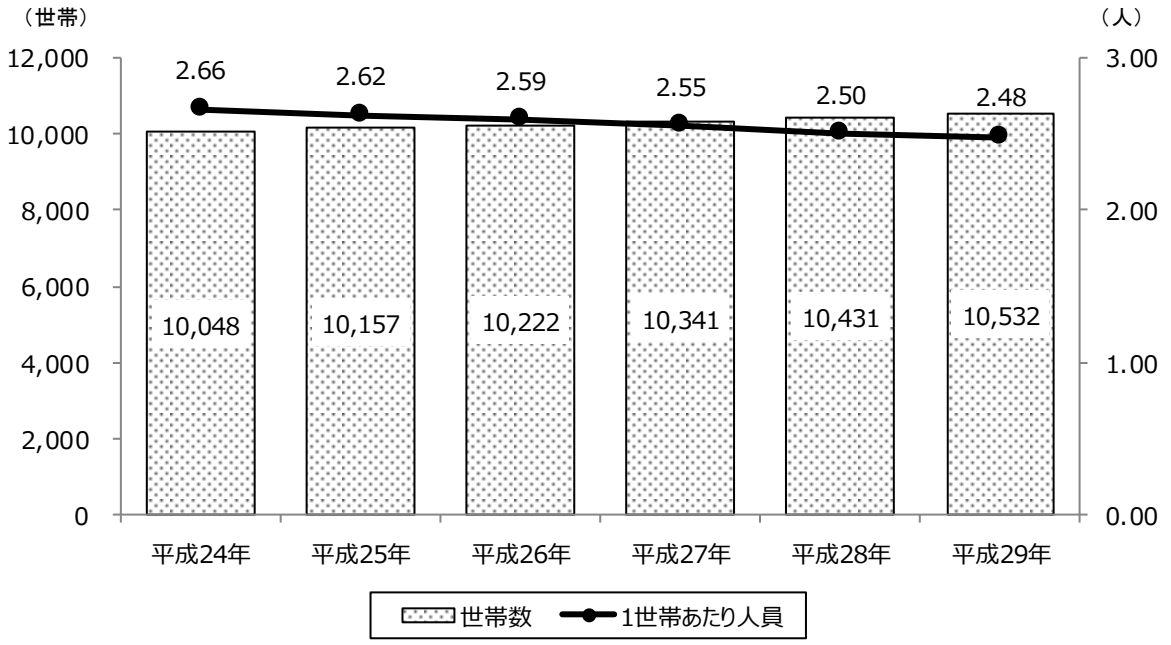

資料：住民基本台帳（各年 10 月１日現在）

2　障害者手帳などの所持者数

（１）身体障がい者

本町における身体障害者手帳所持者数及び総人口に占める割合は、平成 23 年度以降おおむね横ばいで推移し、平成 28 年度末現在で 1,259 人（4.81%）となっています。

等級別に見ると、平成 23 年度以降「４級」が増加傾向にあり、また種類別に見ると、「肢体不自由」及び「内部障がい」が多くを占めています。

図表　身体障害者手帳所持者数及び割合の推移

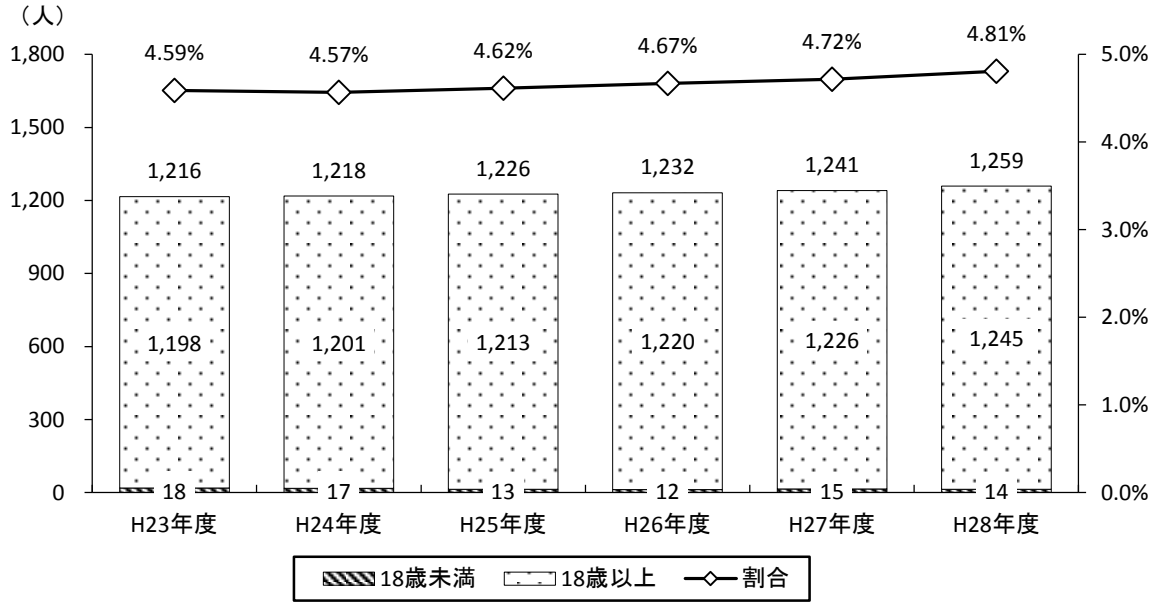

（単位：人）

区　分		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
等級別	1級	412	411	417	419	429	430
	2級	202	192	186	179	180	185
	3級	159	161	162	167	159	166
	4級	242	255	262	266	272	274
	5級	75	76	76	77	73	71
	6級	126	123	123	124	128	133
種類別	視覚障がい	80	82	82	78	81	82
	聴覚・平衡機能障がい	196	190	196	191	190	187
	音声・言語・そしゃく機能障がい	6	6	5	5	6	7
	肢体不自由	615	618	615	618	602	612
	内部障がい	319	322	328	340	362	371
合計		1,216	1,218	1,226	1,232	1,241	1,259

資料：石井町福祉生活課（各年度末現在）

（２）知的障がい者

本町の療育手帳所持者数は、平成 23 年度以降増加傾向にあり、平成 28 年度末現在で 298 人となっています。総人口に占める割合も増加しており、平成 23 年度から平成 28 年度の５年間で 0.23 ポイント増加し 1.14%となっています。

等級別に見ると、A（重度・最重度）所持者はほぼ横ばいで推移し、B（軽度・中度）所持者は平成 23 年度以降増加しています。

図表　療育手帳所持者数及び割合の推移

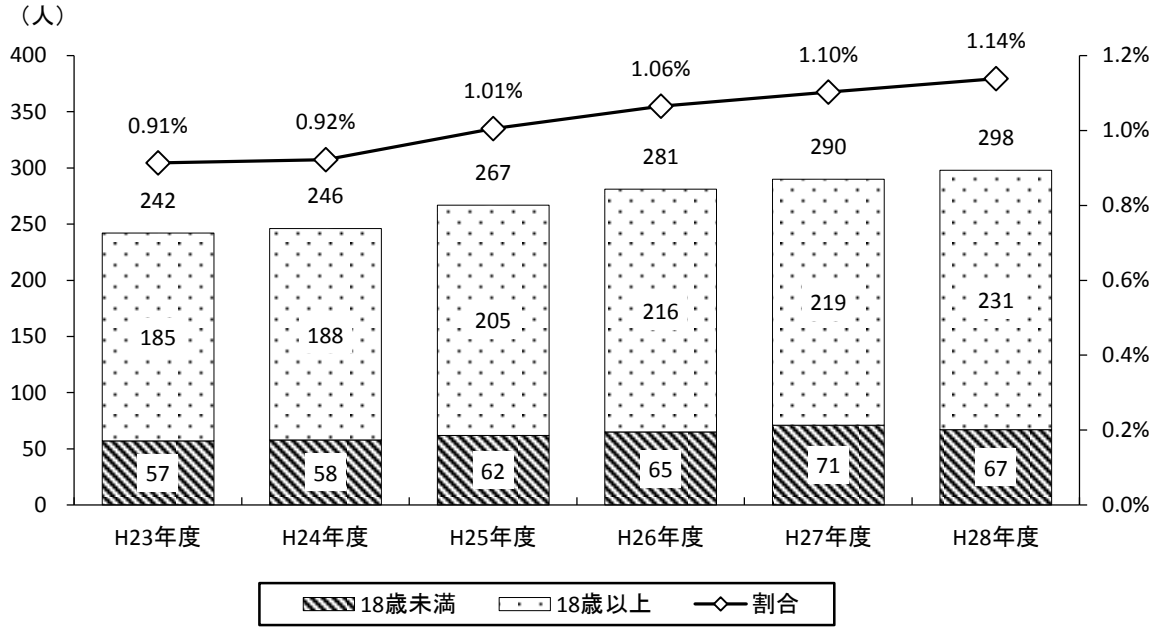

（単位：人）

区分		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
等級別	A1	65	65	67	68	68	70
	A2	59	58	63	62	64	64
	B1	60	62	65	70	70	68
	B2	58	62	72	81	88	96
割合		242	247	267	281	290	298

資料：石井町福祉生活課（各年度末現在）

（３）精神障がい者

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 23 年度以降、横ばい傾向となっています。平成 23 年度の 94 人から５年間で３人増加し、平成 28 年度末現在で 97 人となっています。

また、総人口に占める割合も横ばい傾向で、平成 25 年度に 0.4%となりましたが、平成 28 年度には 0.37%と減少傾向です。等級別では、「２級」が全体の５割以上を占めています。

図表　精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移

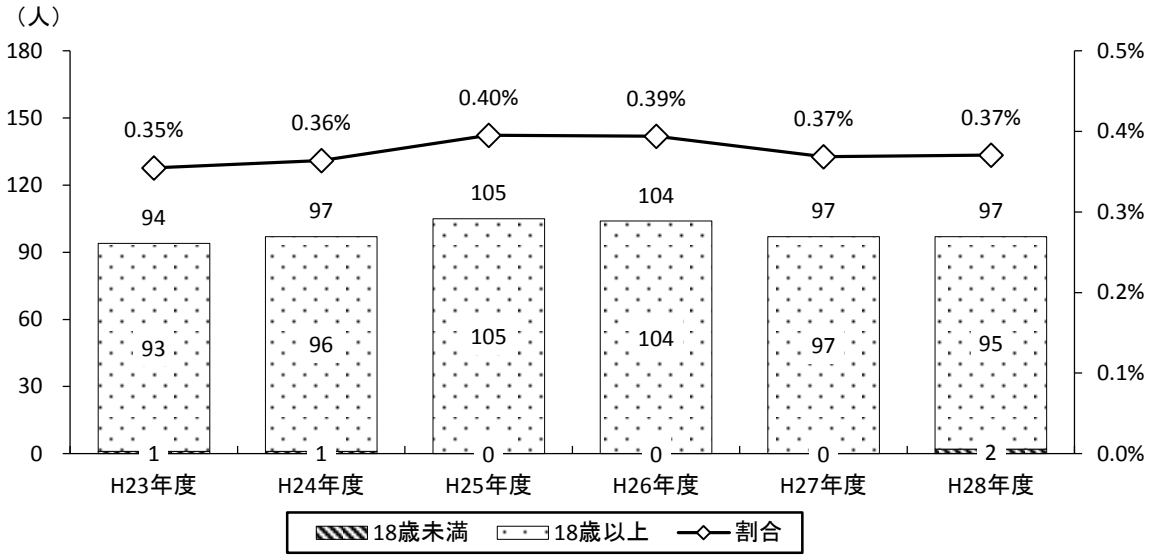

（単位：人）

区　分		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
等級別	1 級	24	20	25	21	15	12
	2 級	45	49	50	53	47	51
	3 級	25	28	30	30	35	34
合計		94	97	105	104	97	97

資料：石井町福祉生活課（各年度末現在）

3 地域資源の状況

（１）障がい福祉サービスなど提供事業所

①障がい福祉サービス

町内の障がい福祉サービス提供事業所の設置状況は以下の通りです。

図表　障がい福祉サービス提供事業者の状況

事業項目	事業所数
居宅介護	10
重度訪問介護	9
同行援護	3
行動援護	1
生活介護	4
自立訓練（生活訓練）	2
就労移行支援	1
就労継続支援A型	1
就労継続支援B型	2
短期入所（福祉型・医療型）	1
共同生活援助	6
施設入所支援	1
計画相談支援	2
地域移行支援	2
地域定着支援	2
児童発達支援	3
放課後等デイサービス	4

資料：石井町調べ（平成 29 年 7 月末現在）

②地域生活支援事業

町内で地域生活支援事業を提供している事業者は、移動支援事業が５か所、日中一時支援が３か所、地域活動支援センターが２か所となっています。

図表　地域生活支援事業提供事業者の状況

■必須事業

事業項目	事業所数
意思疎通支援事業手話通訳者派遣事業	1
意思疎通支援事業要約筆記者派遣事業	1
移動支援事業個別支援型	19
移動支援事業車両移送型	1
地域活動支援センター	2

■任意事業

事業項目	事業所数
日中一時支援事業	19
巡回支援専門員整備	1
点字・声の広報等発行	1

資料：石井町調べ（平成 29 年７月末現在）

（２）相談支援

①障がい者（児）相談支援事業所

障がい者の自立した社会生活の実現を目的として、障がい者等からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っており、現在町内の事業所では指定一般相談支援事業所が２か所、指定特定相談支援事業所が２か所、指定障がい児相談支援事業所の２か所が相談業務に携わっています。

②民生委員、児童委員

心身に障がいのある方や地域の要援護者などの自立更生を援助指導するとともに、関係機関と協力して、地域福祉の増進に努めるため、町内各地区の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

4 アンケート調査の概要

（1）実施概要

①調査の目的

このアンケート調査は、今後の障がい者福祉施策とともに、障がい福祉サービスなどの事業運営を検討するための基礎資料として、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などをお聴かせいただくために実施したものです。

②調査の概要

○ 調査対象：町内在住で身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（無作為抽出）

○ 調査期間：平成 29 年6月 23 日 ～ 平成 29 年7月 10 日

○ 調査方法：対象者へ調査票を送付

○ 配付・回収

配付数	回収数	回収率
1,515 人	782 人	51.6%

結果の概要を読む際の留意点は以下の通りです。

○「結果の概要」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。

○「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。

○百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を 100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数第２位以下を四捨五入し、小数第１位までを表記します。このため、すべての割合の合計が 100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、すべての割合の合計が 100%を超えることがあります。

（２）結果の概要

１．地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要と考える支援は、「不明」を除いて、「経済的な負担の軽減」が 27.4%と最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が 20.3%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 19.2%となっています。（アンケート：複数回答設問）

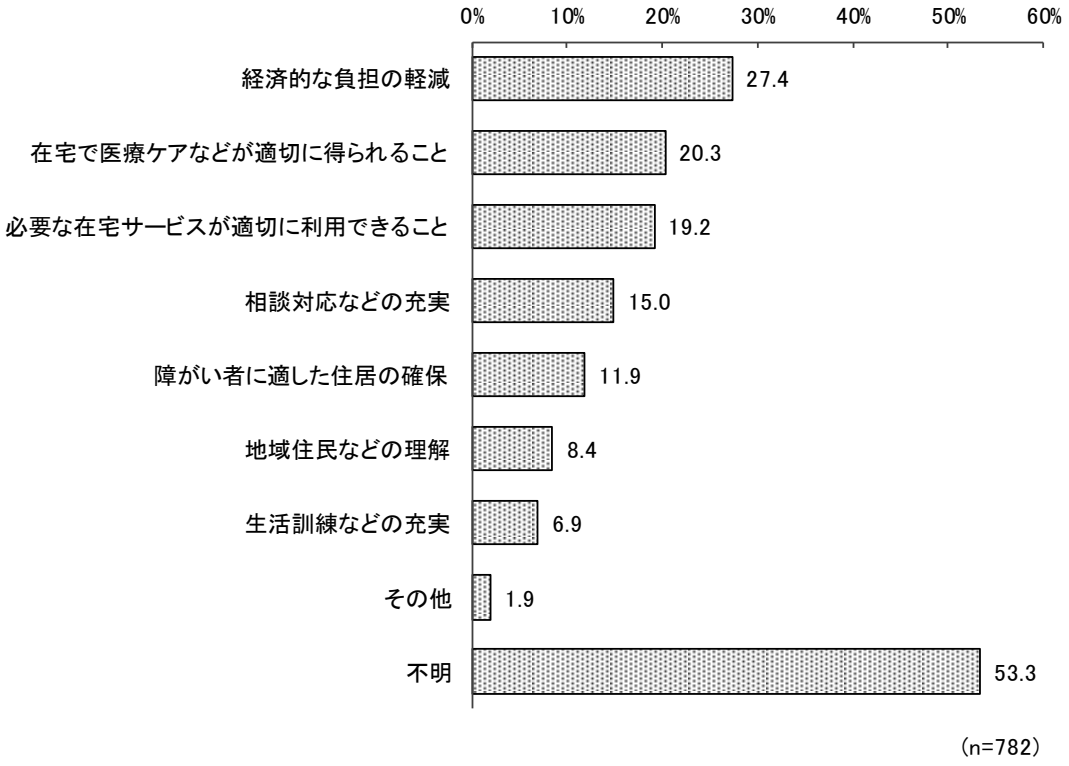

２．現在利用している障がい福祉サービス

現在利用している障がい福祉サービスについて、「⑲補装具の交付」が 13.4%と最も高く、次いで「⑥生活介護」が 12.9%、「⑭相談支援」が 9.0%、「⑦自立訓練」及び「⑬施設入所支援」が 8.2%となっています。（アンケート：複数回答設問）

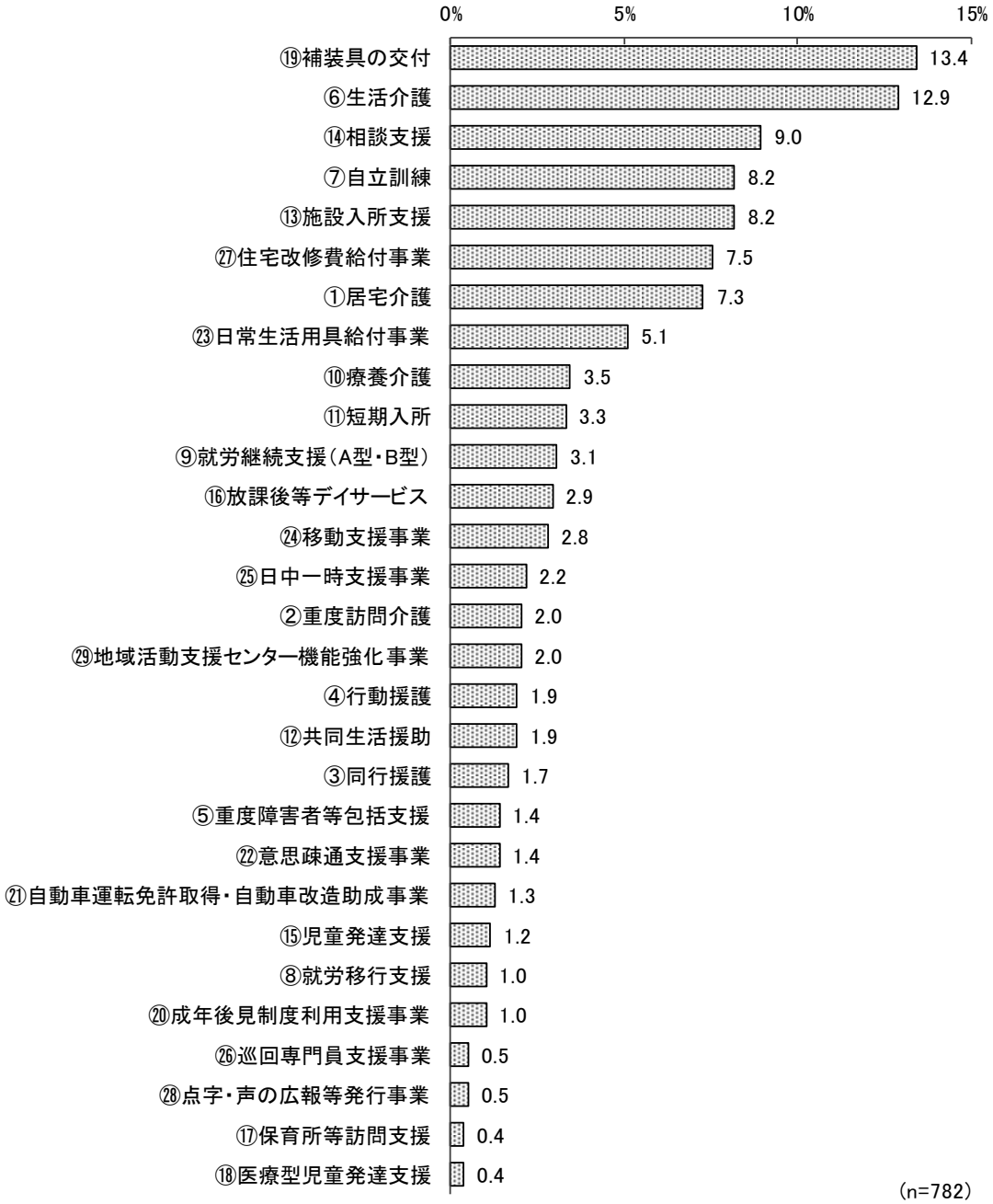

３．今後、利用したいと思う障がい福祉サービス

今後、利用したいと思う障がい福祉サービスについて、「⑭相談支援」が 33.4%と最も高く、次いで「⑥生活介護」が 29.2%、「㉗住宅改修費給付事業」が 28.5%、「⑲補装具の交付」が 27.4%、「⑦自立訓練」が 23.9%、「⑬施設入所支援」が 23.4%、「①居宅介護」が 23.3%、「⑪短期入所」が 23.1%、「㉔移動支援事業」が 22.9%となっています。（アンケート：複数回答設問）

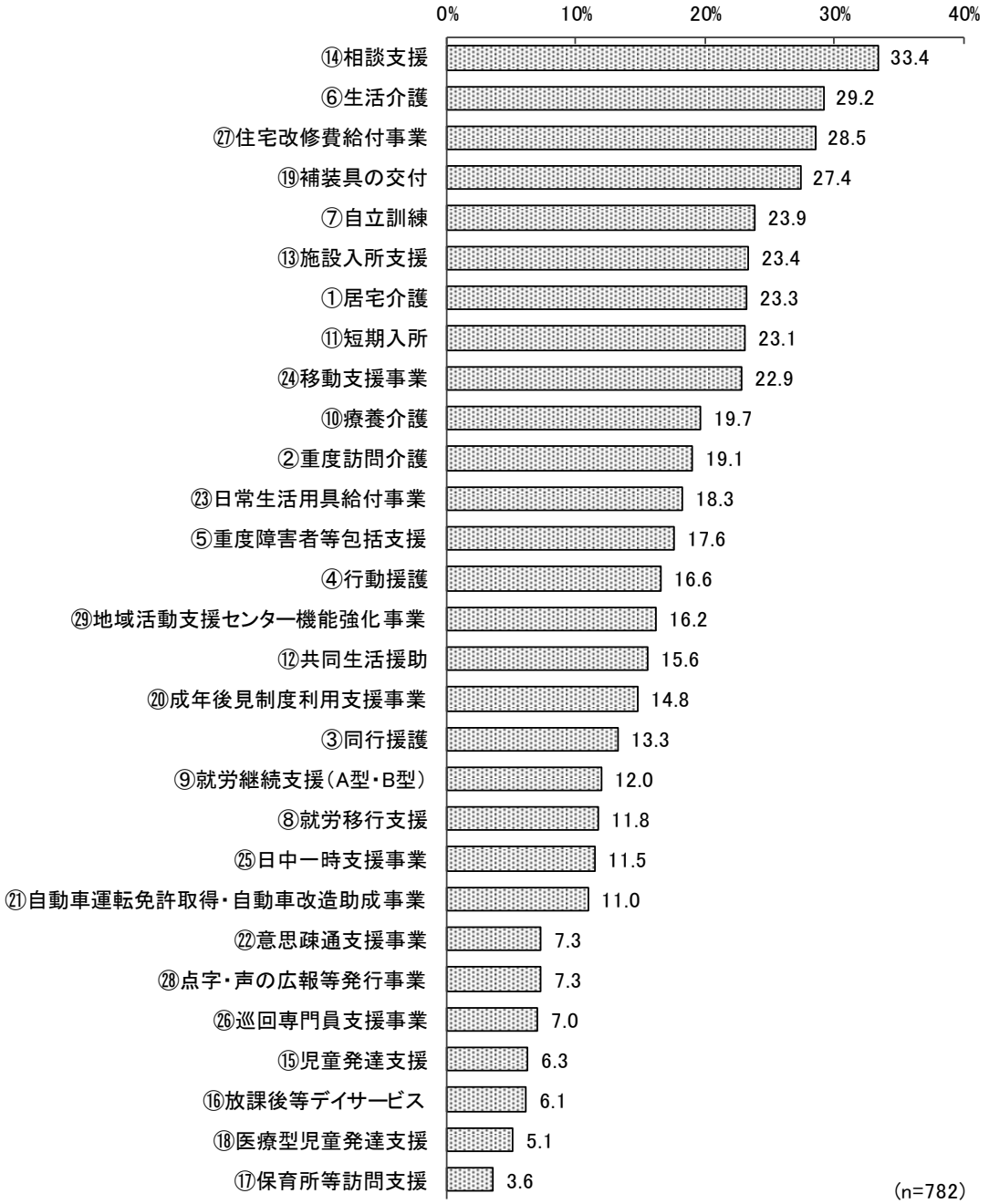

４．悩みや困ったことの相談相手

悩みや困ったことの相談相手は、「家族や親せき」が 68.3%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が 30.8%、「友人・知人」が 20.5%、「施設の指導員など」が 15.5%となっています。（アンケート：複数回答設問）

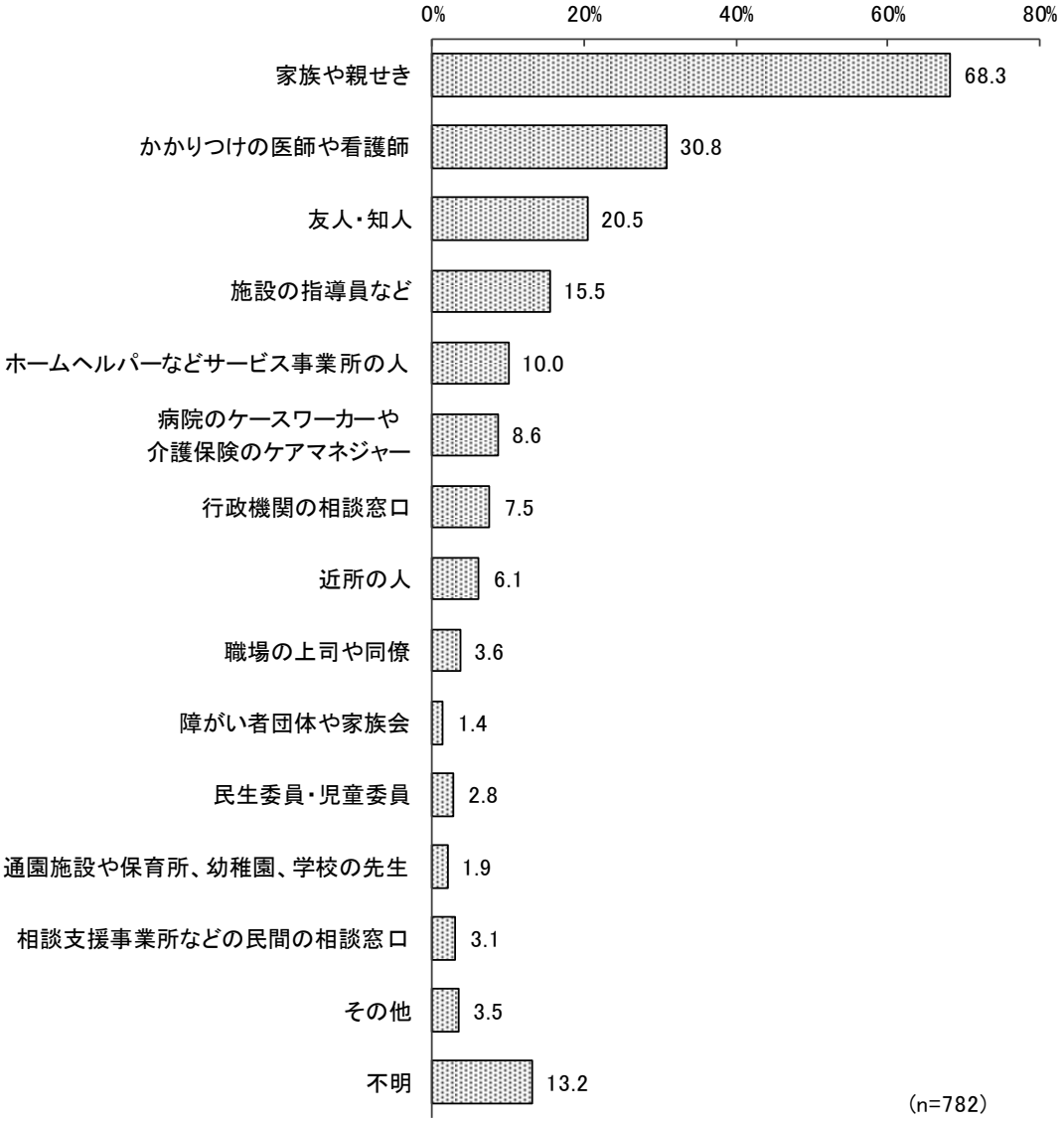

５．障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の取得先

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の取得先は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 40.8%と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が 32.4%、「かかりつけの医師や看護師」が 24.2%、「行政機関の広報誌」が 20.5%となっています。（アンケート：複数回答設問）

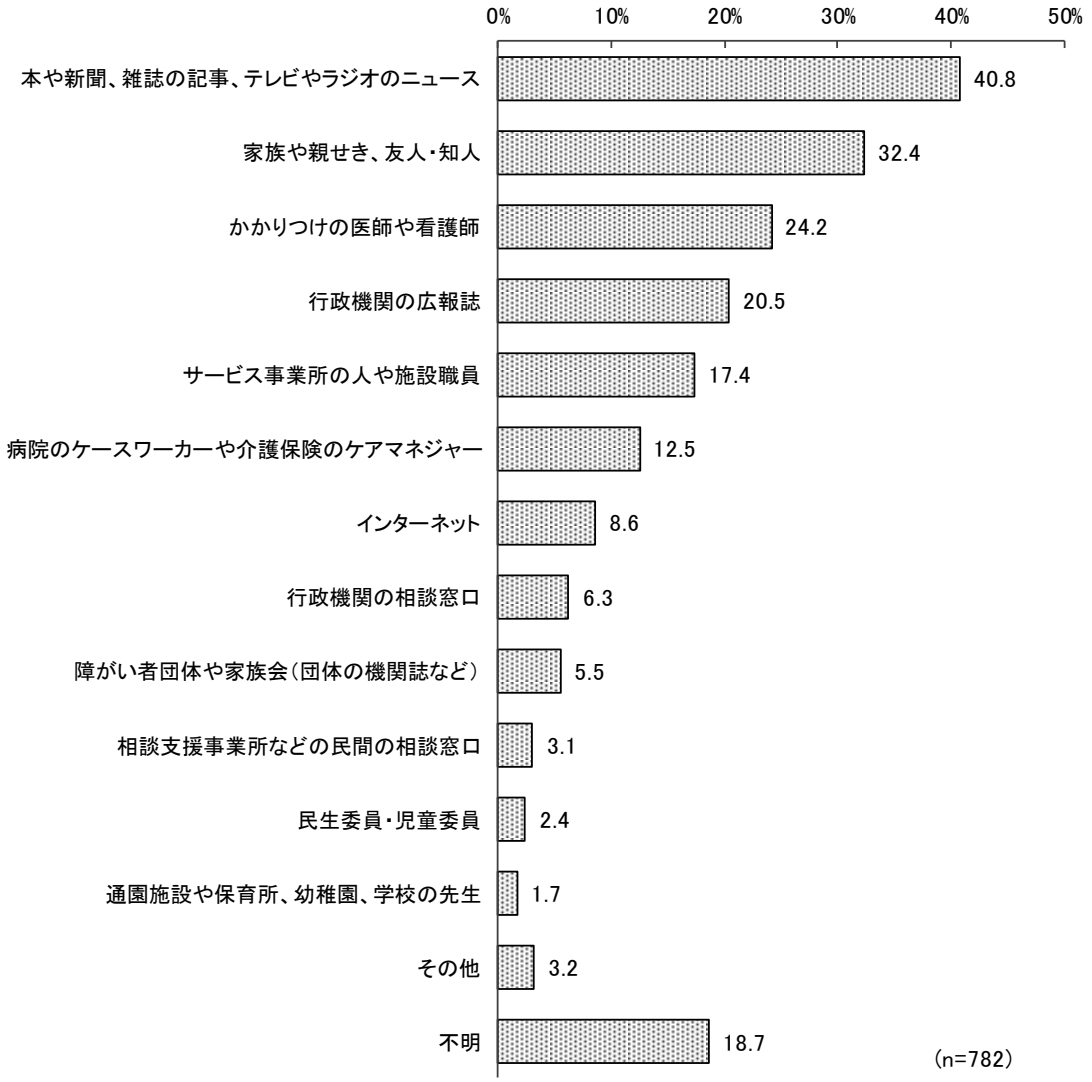

６．現在どのように暮らしているか

現在どのように暮らしているかは、「家族と暮らしている」が 66.8%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」が 13.6%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が 10.5%となっています。（アンケート：単数回答設問）

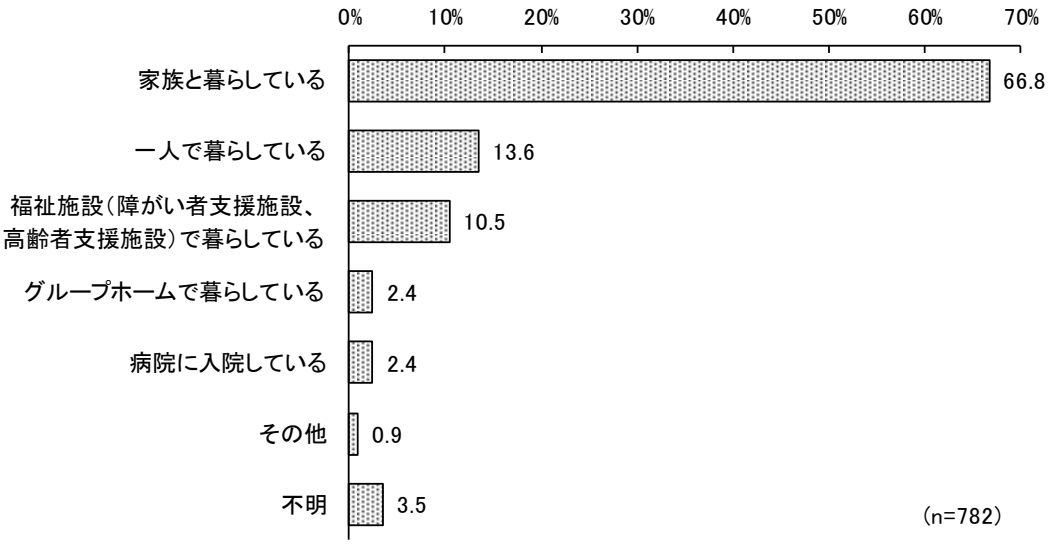

7．将来、地域でどのように生活したいか

※「6．現在どのように暮らしているか」において、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」または「病院に入院している」を選択した場合に回答

将来、地域でどのように生活したいと思うかは、全体で見ると「今のまま生活したい」が 68.3%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」が 15.8%となっています。

属性別について、性別で見ると、男性も女性も「今のまま生活したい」の割合が高くなっています。年齢別で見ると、10 代では「グループホームなどを利用したい」及び「その他」が同じ割合で高くなっています。（アンケート：単数回答設問）

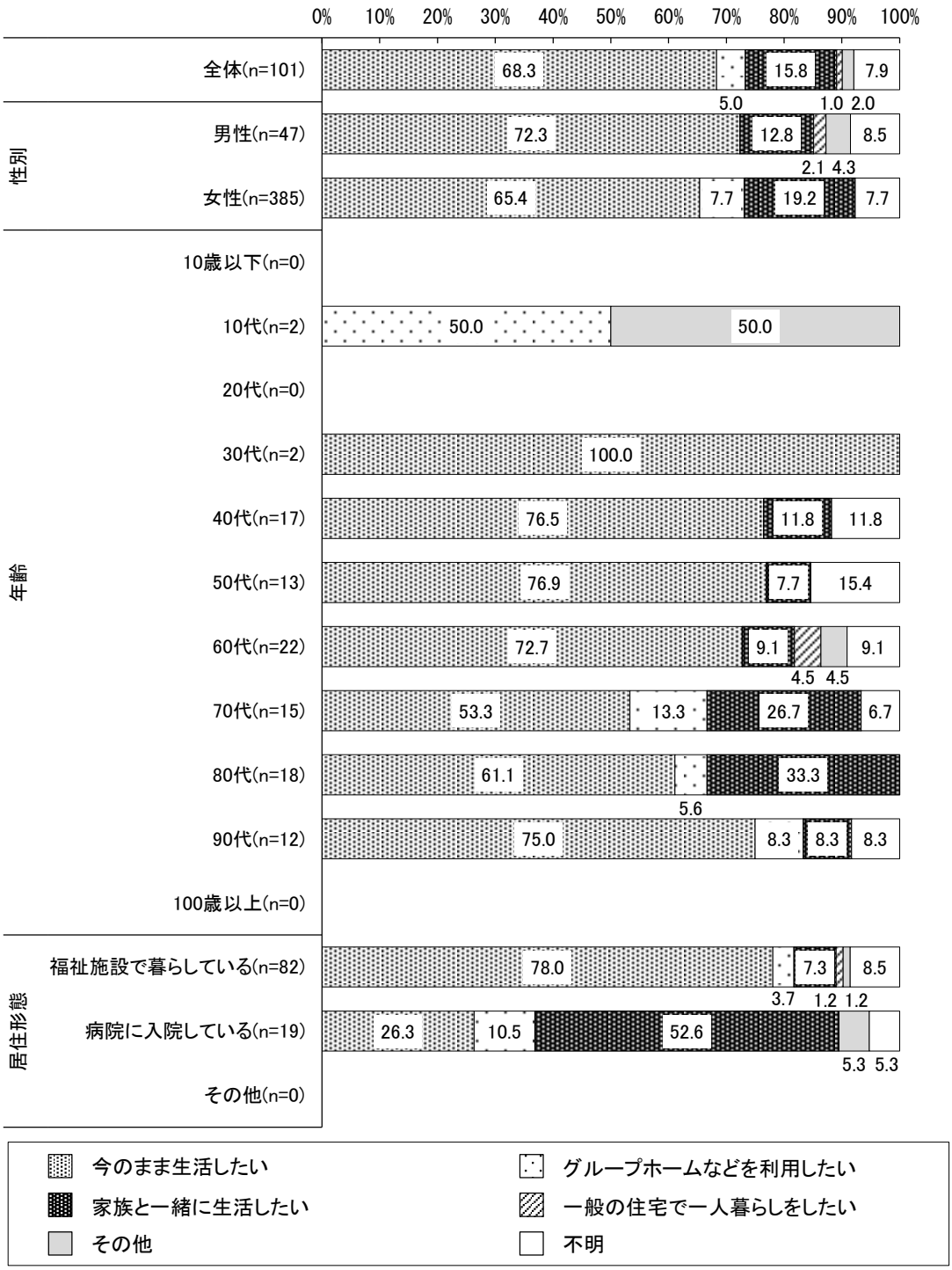

８．必要だと思う障がい者の就労支援

必要だと思う障がい者の就労支援としては、「不明」を除いて、「職場（会社など）の障がい者理解」が 36.5%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚の障がいに対する理解」が 33.5%となっています。（アンケート：複数回答設問）

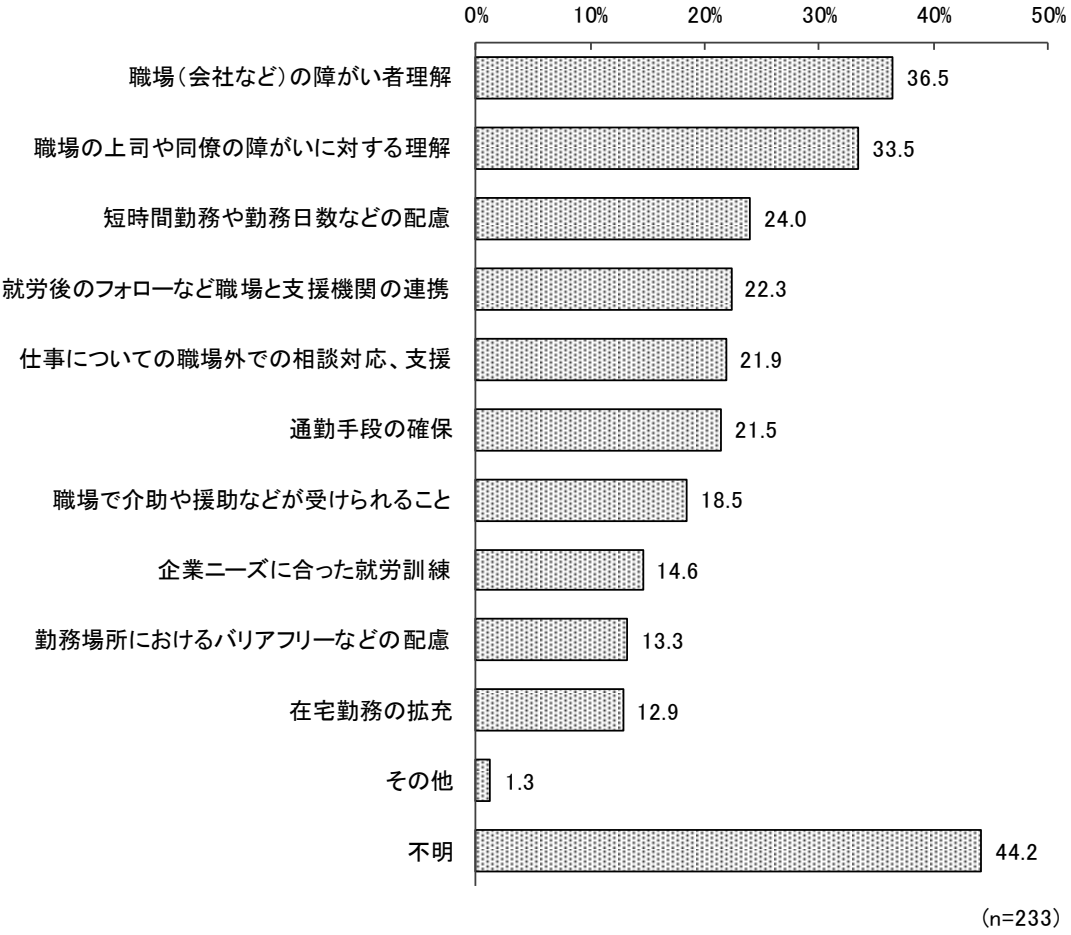

９．障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無は、全体で見ると「ない」が 53.5%と最も高く、次いで「少しある」が 21.0%、「ある」が 13.6%となっています。

属性別について、性別で見ると、男性も女性も「ない」の割合が高くなっています。年齢別で見ると、10 歳以下や 30 代では「少しある」の割合が高くなっています。10 代や 20 代では「ある」の割合が高く、特に 20 代では6割以上と高くなっていますが、40 代以上では年齢が高くなるほど「ない」と感じている割合が高くなっています。（アンケート：単数回答設問）

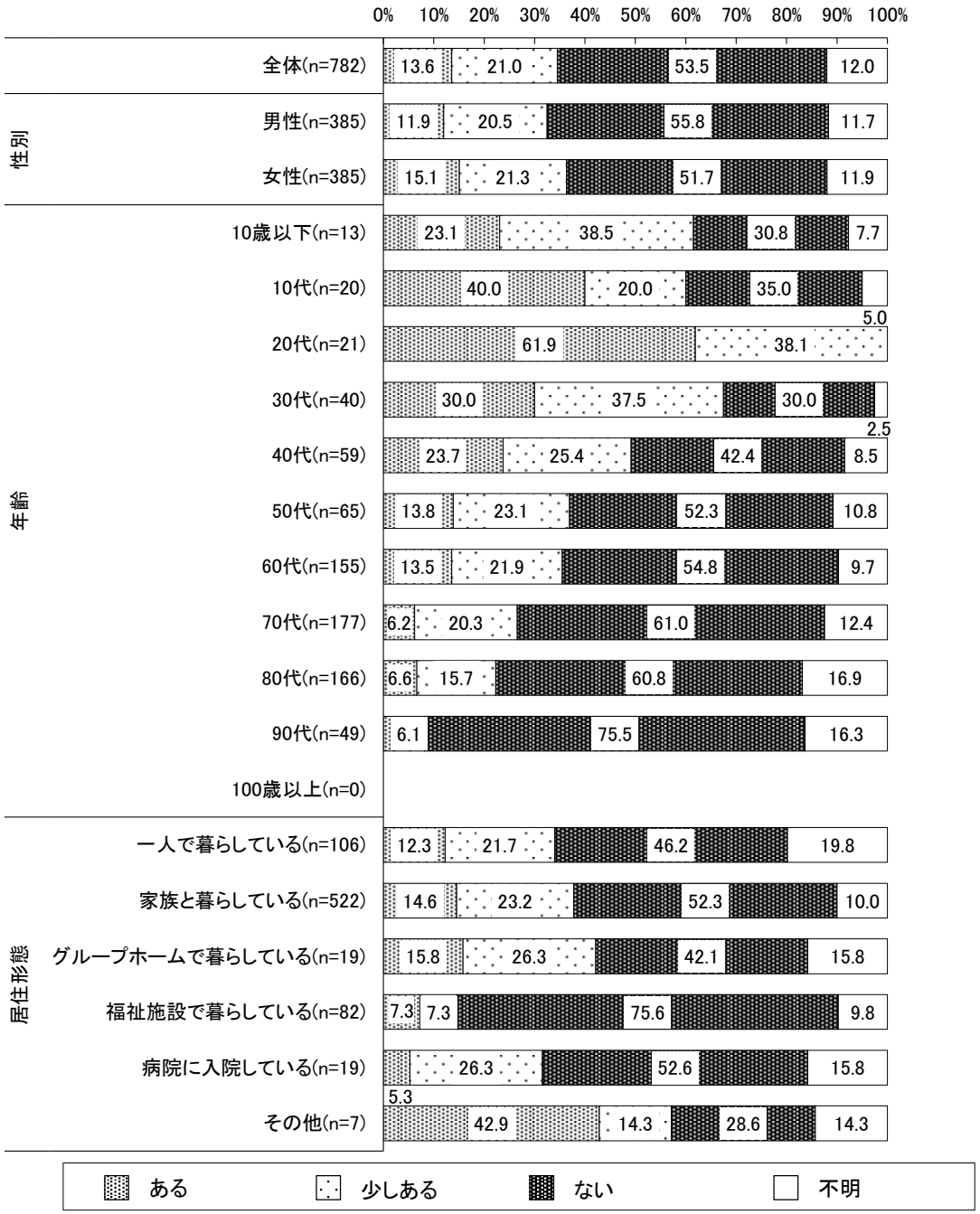

10. 成年後見制度について知っているか

成年後見制度について知っているかは、全体で見ると「名前も内容も知らない」が29.9%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が28.1%、「名前も内容も知っている」が24.7%となっています。

属性別について、性別で見ると、男性も女性も「名前も内容も知らない」の割合が高くなっています。年齢別で見ると、10歳以下、20代、70代、80代では「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が高くなっています。居住形態別で見ると、一人で暮らしている方や、家族と暮らしている方、病院に入院している方では「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が高くなっています。グループホームで暮らしている方では「名前も内容も知っている」の割合が高くなっています。（アンケート：単数回答設問）

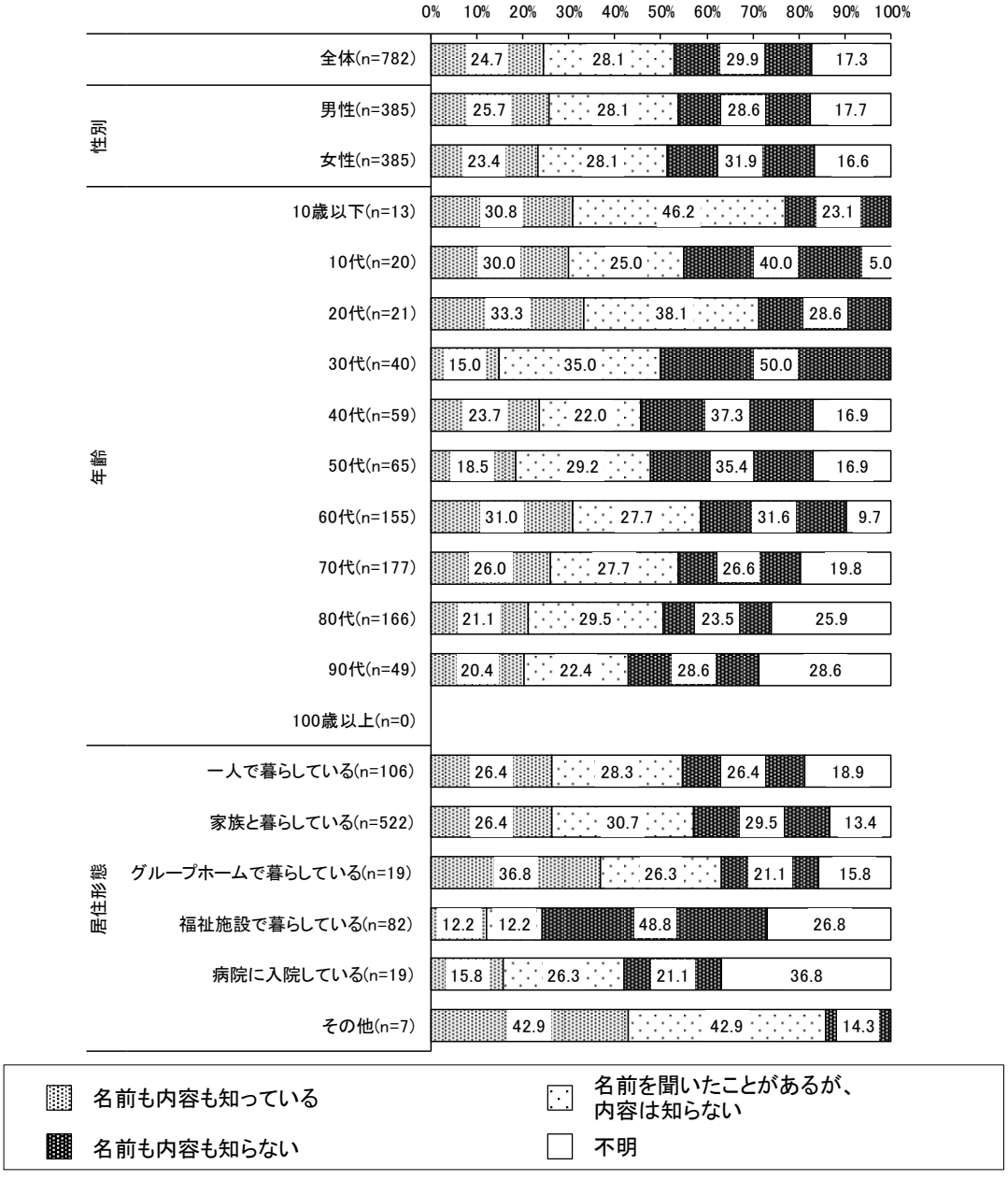

11. 成年後見制度を利用したいと思うか

成年後見制度の利用の意向については、全体で見ると「わからない」が 50.4%と最も高く、次いで「利用したいとは思わない」が 23.5%、「利用したい」が 5.5%となっています。

属性別について、性別で見ると、男性も女性も「わからない」の割合が高くなっています。年齢別で見ると、10 代や 40 代では「すでに利用している」が１割以上となっています。居住形態別で見ると、グループホームで暮らしている方や、病院に入院している方では「すでに利用している」が１割以上となっています。（アンケート：単数回答設問）

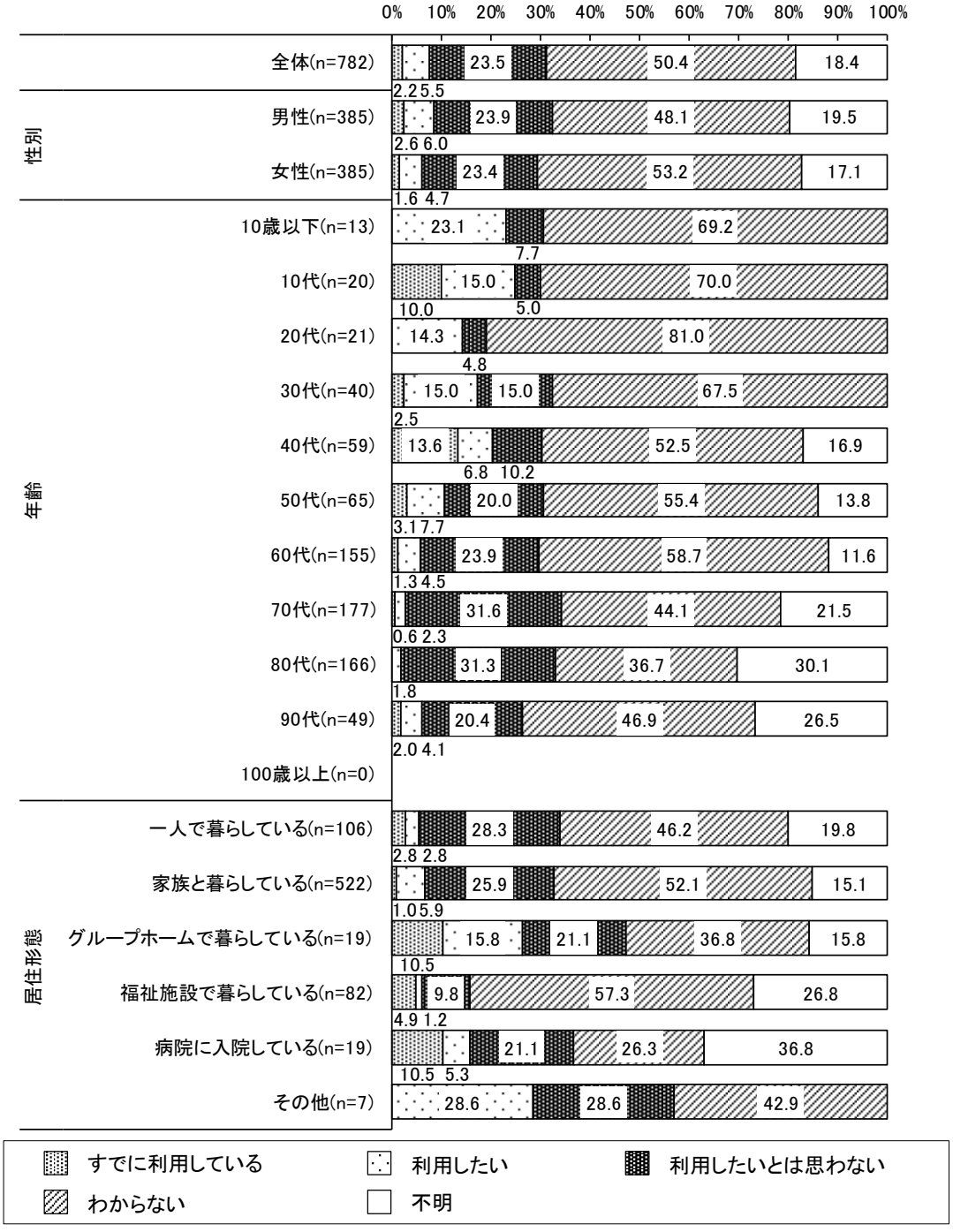

12. 火事や地震等の災害時に一人で避難できるか

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかは、全体で見ると「できない」が 36.8%と最も高く、次いで「できる」が 30.6%、「わからない」が 26.0%となっています。

属性別について、性別で見ると、男性では「できる」の割合が高く、女性では「できない」の割合が高くなっています。年齢別で見ると、10 歳以下、10 代、90 代では「できない」が6割以上と高くなっています。30 代、40 代、60 代、70 代では「できる」の割合が高くなっています。居住形態別で見ると、一人で暮らしている方では「できる」の割合が高くなっています。病院に入院している方では「できない」が6割以上と高くなっています。（アンケート：単数回答設問）

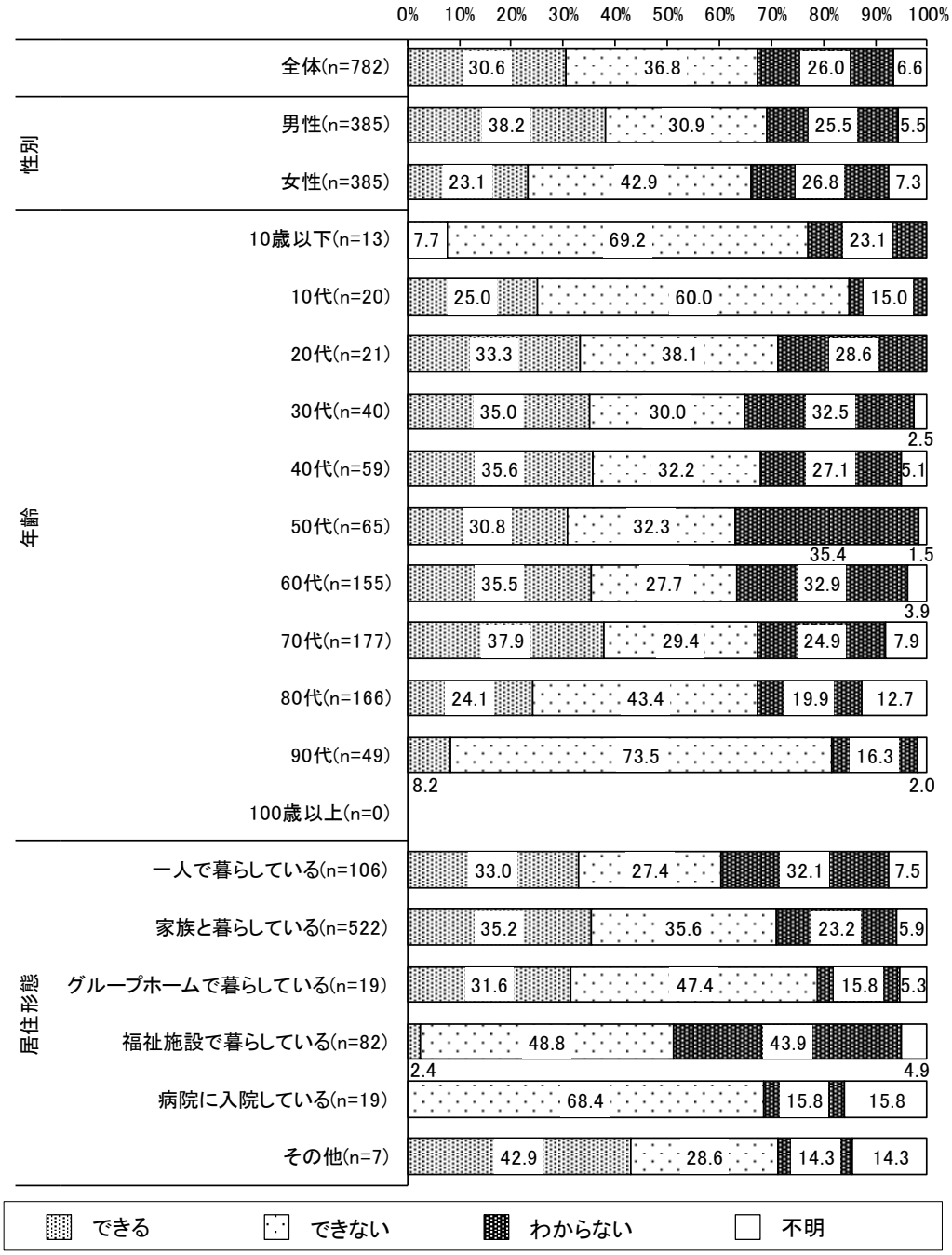

13. 近所にあなたを助けてくれる人はいるか

近所にあなたを助けてくれる人がいるかは、全体で見ると「わからない」が 36.3%と最も高く、次いで「いない」が 31.7%、「いる」が 22.5%となっています。

属性別について、性別で見ると、男性も女性も「わからない」の割合が高くなっています。年齢別で見ると、10 歳以下や 50 代では「わからない」が5割以上と高くなっています。10 代、20 代、30 代、90 代では「いない」の割合が高くなっています。80 代では「いる」の割合が高くなっています。居住形態別で見ると、グループホームで暮らしている方では「いる」が5割以上と高くなっています。福祉施設で暮らしている方では「わからない」が5割以上と高くなっています。病院に入院している方では「いる」及び「いない」が同じ割合で高くなっています。（アンケート：単数回答設問）

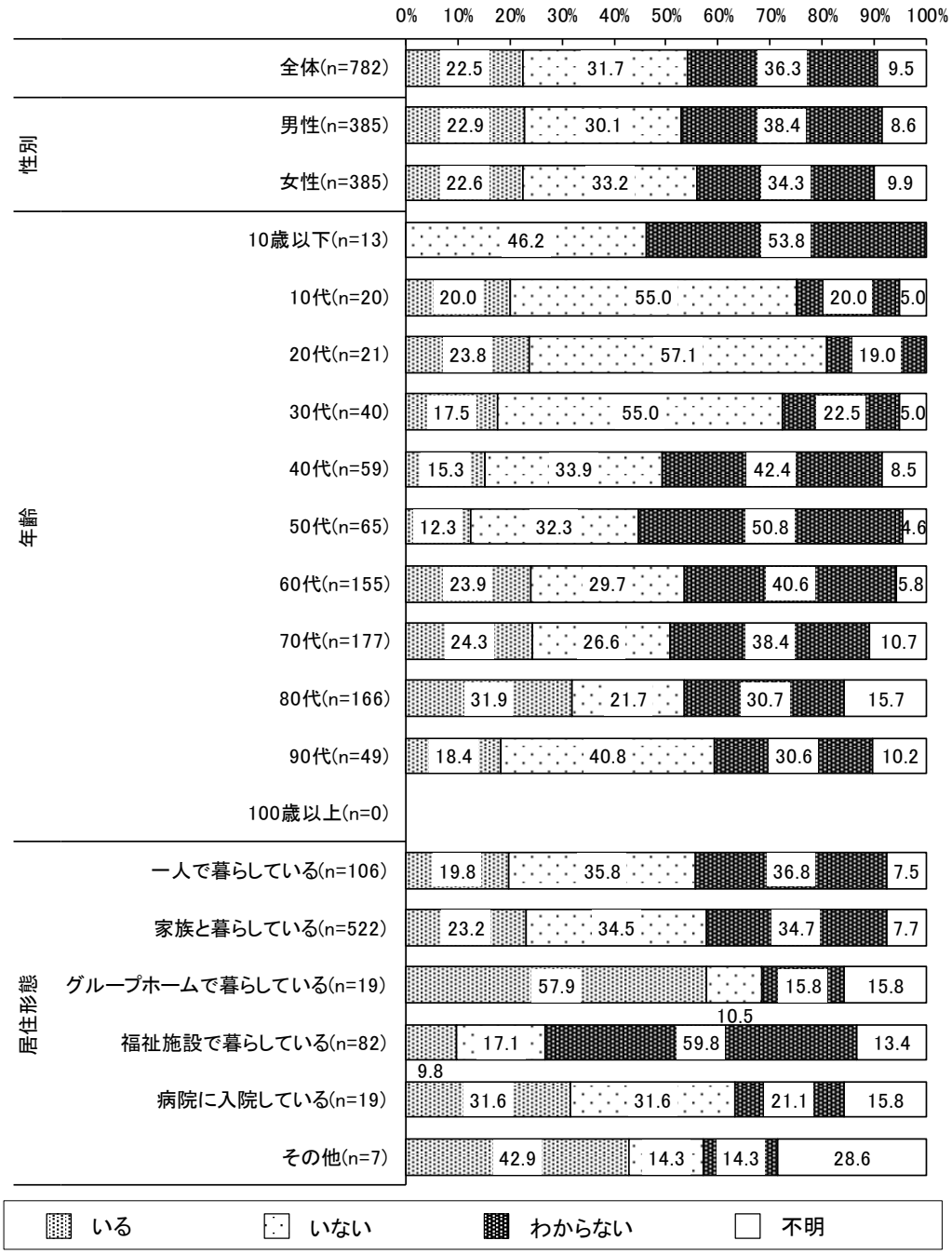

14. 火事や地震などの災害時に困ること

火事や地震などの災害時に困ることは、全体で見ると「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が 46.7%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」及び「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 45.8%となっています。(アンケート：複数回答設問)

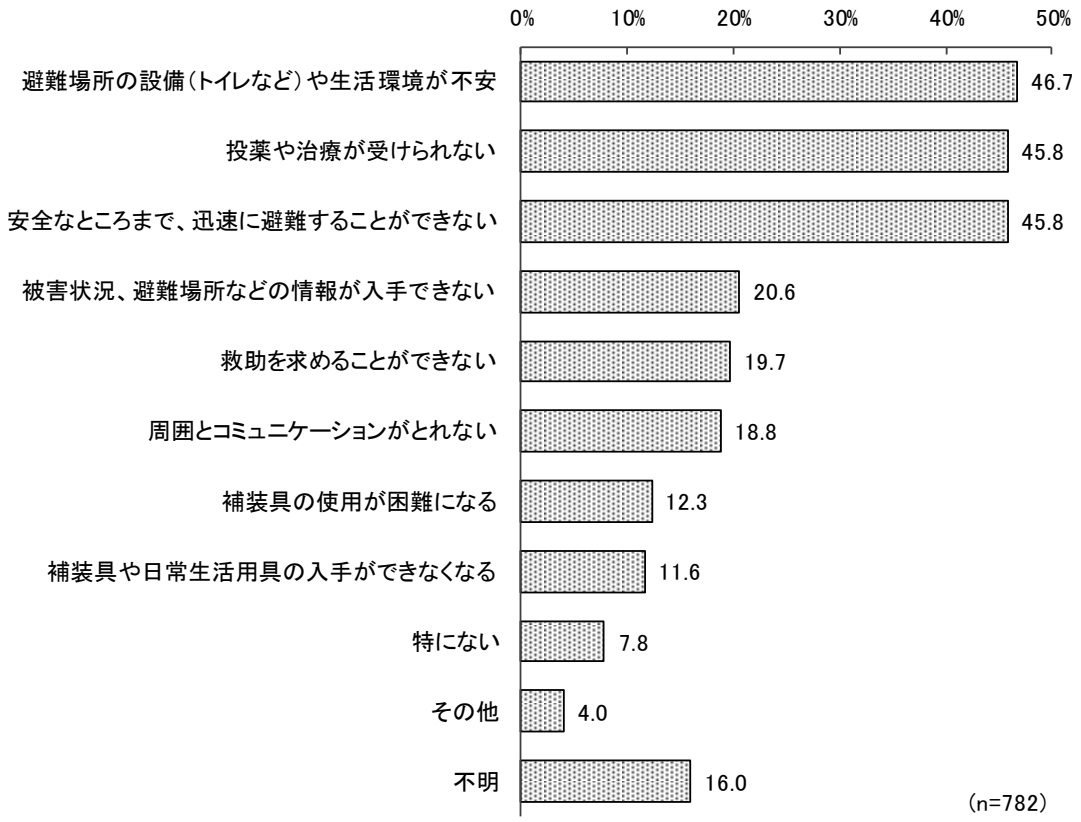

15. 「災害時要援護者台帳」を知っているか

「災害時要援護者台帳」を知っているかは、全体で見ると「知らない」が81.2%、「知っている」が9.0%となっています。

属性別について、すべての属性で「知らない」の割合が高くなっていますが、居住形態別で見ると、病院に入院している方では「知っている」が2割以上と比較的高くなっています。（アンケート：単数回答設問）

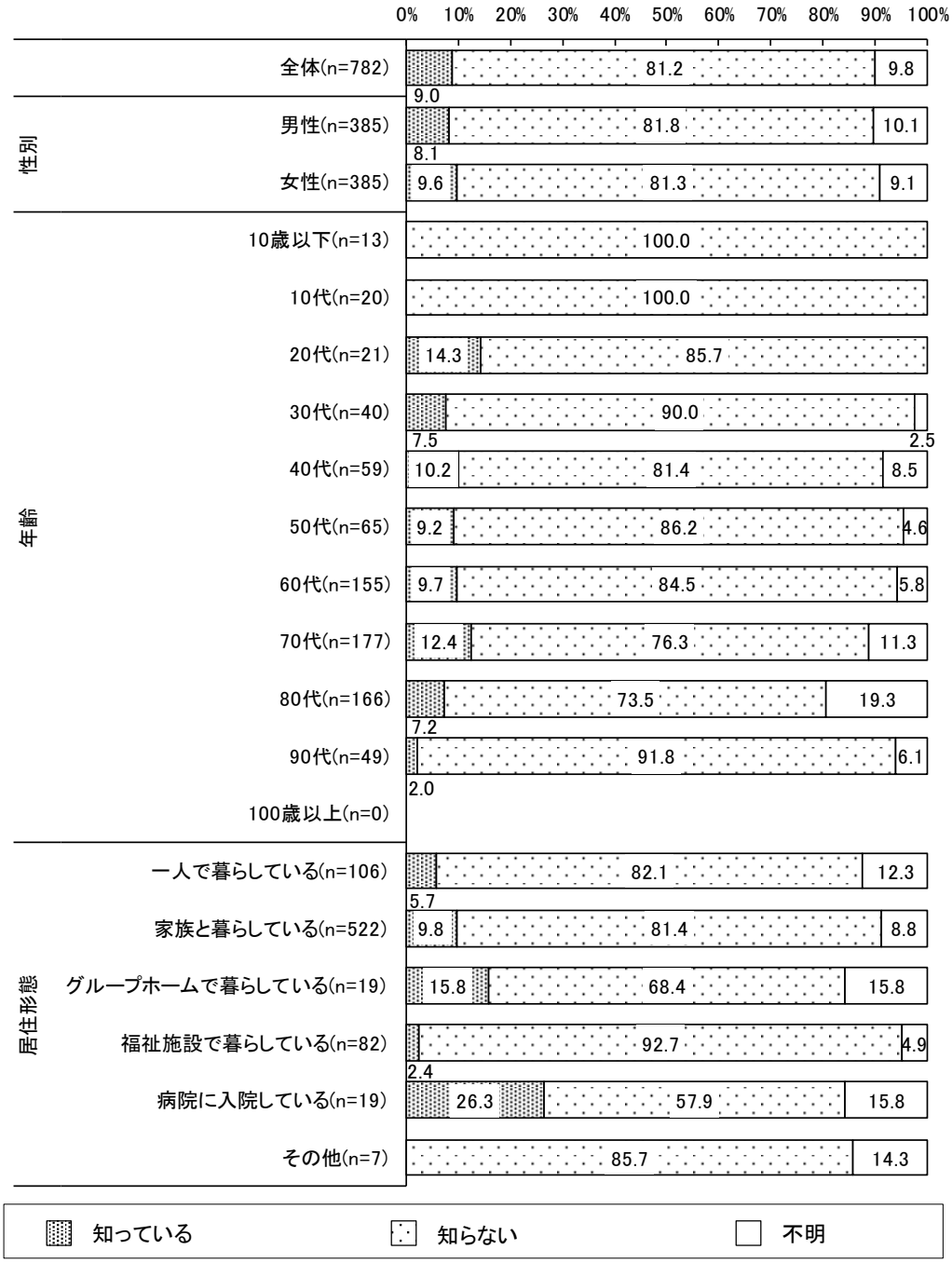

16. 「災害時要援護者台帳」に登録しているか

「災害時要援護者台帳」への登録の有無は、全体で見ると「登録していない」が86.6%となっています。

属性別について、すべての属性で「登録していない」の割合が高くなっています。（アンケート：単数回答設問）

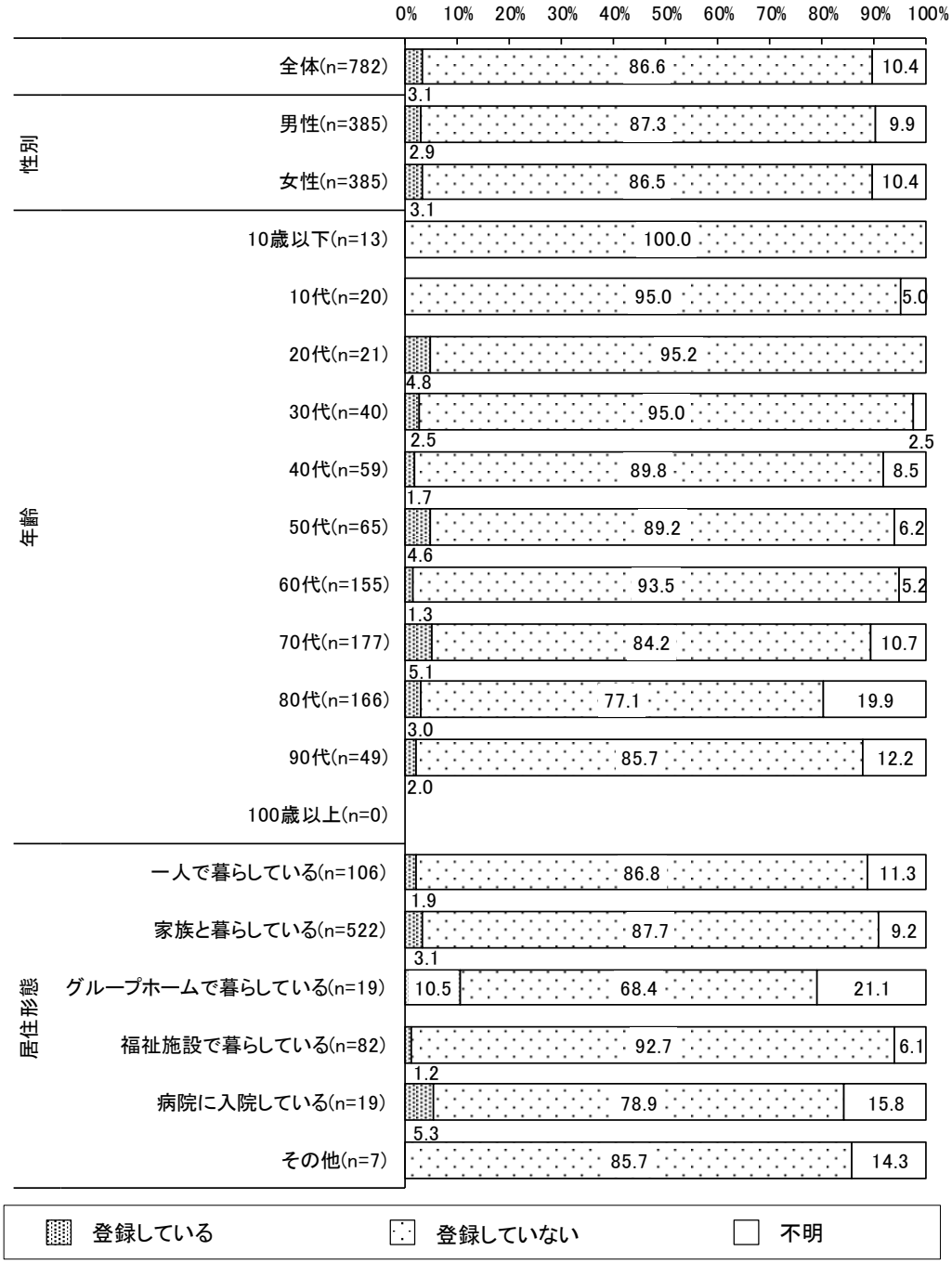

集計結果から見える課題

◆地域生活に必要な支援

地域で生活するために必要な支援として、「不明」の回答率が 50%を超えており、潜在的な支援ニーズがあることがうかがえます。また、「経済的な負担の軽減」が 25%を超えている一方で、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」も 20%前後の回答率を得ていることから、経済面に直結する課題のみならず、在宅での医療ケアや福祉サービスのあり方に改善の余地があると推測されます。

今後は、支援ニーズの掘り起こしを行いながら、必要なサービスを提供することが重要な課題であると考えられます。

◆障がい福祉サービスのニーズ

障がい福祉サービスの利用については、現在利用しているサービスにおいて回答率 9.0%であった「相談支援」が、今後利用したいサービスにおいては 30%を超える回答率となっています。そのため、今後は相談支援のさらなる充実が重要課題であり、そこから他の障がい福祉サービスに結び付けていくことが重要であると考えられます。

◆相談相手について

悩みの相談相手として、「家族や親せき」が最も高く、次いで高い「かかりつけの医師や看護師」の２倍以上となっており、相談相手の一極集中化が懸念されます。また、「行政機関の相談窓口」が７%台にとどまっています。利用者本位の障がい福祉サービスの提供体制や共生社会の実現のためには、行政機関の窓口を通してより多くの情報提供とニーズの汲み取りが重要であると考えられます。

◆情報の取得先について

情報の取得先は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が最も高く、４番目に高い「行政機関の広報誌」を含め、メディアでの情報提供が一定の効果を上げていると考えられます。今後、さらに効果的な情報伝達を行うために、障がい者団体や家族会、民間の相談窓口などとの連携を強化していくことが重要であると考えられます。

◆災害時の避難について

災害時の避難については、一人で避難「できる」のは全体で 30%にとどまり、近所に助けてくれる人が「いる」のも 20%程度となっている一方で、要援護者台帳について「知っている」のは１割にも満たない状況となっています。今後、制度をより普及させていくために周知を図るとともに、平時から災害時の支援体制を整えていく必要があります。

第２編　障がい者計画

第３章　基本的な考え方

1　基本理念

「地域での支えあいにより、ともに生きるまちづくり」

2　基本目標

アンケート集計結果から見える課題及びアンケート自由意見、策定委員会から聞かれた現場の意見などを総合的に勘案し、下記の通り基本目標を定めました。

基本目標1　地域移行を進めるためのサポート体制を確立

福祉施設に入所、病院に入院している人で、住み慣れた地域で一緒に暮らしていきたいと考えている人は一定数いるため、どうすればその人たちが地域で安心して暮らしていけるかを考えていく必要があります。その場合は、日々の暮らしに限らず、災害が起きたときのことも考慮しなければなりません。また、本人だけでなく、家族やサポートをするスタッフを支援していくことについても、検討していくことが必要となります。

基本目標2　就労の場の整備と一人ひとりの働き方を支援

障がい者の自立のためには、安定して社会に貢献できる場をつくることが求められています。その中で、法律に基づき働く場をつくっている企業は増えていますが、今後も働く場の確保に向けた支援を行っていくことが必要となります。また、働き続けるためには周囲の支援が欠かせないため、職場の理解や配慮とともに、通勤の足を確保することやジョブコーチによる支援などにより、働きたいという一人ひとりの要望に寄り添える支援が必要となります。

基本目標3　高齢化に伴う自立支援の推進

障がい者の親世代の高齢化が進み、体力的にも精神的にも支えられなくなってきている状況が見られ、親の高齢化に伴う障がい者の自立が大きな課題となっています。また、本人の高齢化に対しては成年後見制度や社会福祉協議会が主として行う日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の認知度が未だに低いことから、今後の生活の不安を解消するために、制度やサービスの内容の普及を、認知症高齢者福祉施策とも連携して進めていく必要があります。

基本目標4　障がい児の支援体制整備

発達に遅れや障がいのある子どもに対する健やかな育成のための発達支援体制について、子ども・子育て支援法などに基づく、支援施策との調和を図るとともに、ライフステージに沿って切れ目のない支援となるよう関係機関が連携を図り、一層の支援体制の充実に努めていく必要があります。

3 計画課題

1．障がい・障がい者への理解の促進

地域だけでなく、働く場なども含めた社会全体において、障がいや障がい者に対する理解を深める活動の促進を図り、真に心のバリアフリーを進めることが課題となっています。

2．障がい福祉サービスの提供体制の整備

障がい者本人や介護する親の高齢化に伴い、普遍的な障がい福祉サービス提供体制の充実が課題となっています。一方、マンパワーの確保や障がい者の自立に結びつく適切なサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの構築など、サービスの質の面においても向上を図っていくことが必要と考えられます。

3．障がい者の生活支援体制の充実

保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境のそれぞれの分野にわたる総合的な施策の展開が必要となっています。

行政機関等が実施するサービスや制度だけでなく、地域に暮らす住民や当事者団体、ボランティア、ＮＰＯ、民間企業などとの連携・協力が必要不可欠であり、身近な地域との協働体制づくりを行っていくことも重要な課題となっています。

また、障がい児の健やかな育成のため、関係機関との連携により、支援体制の一層の充実を図っていくことが必要と考えられます。

4．社会参加・自立に向けた支援体制づくり

学校・保育所等における施設整備だけでなく、特別支援学校をはじめ医療機関や児童相談所等の広域の機関と連携し、障がいの発見から一貫した支援が行える体制を整備していくことが重要な課題です。

また、障がい者の雇用・就業については依然として厳しい状況となっており、職場の理解や配慮とともにジョブコーチなどによる支援をおこない、総合的な就業支援の拡充と体制づくりを行っていくことが課題となっています。

5．障がい者が安心して暮らせる環境づくり

身近な地域の協力による救援体制づくりが最も重要なことから、今後、地域との連携・協働のもと、救援体制づくりを進めるとともに、声かけや安否確認等の日常的な見守り体制づくりや家族やサポートするスタッフへの支援が必要です。

また、すべての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方のもと、引き続き整備を進めていくことが必要となります。

4　施策の体系

基本目標の達成を目指し、石井町の現状に合わせた施策を展開します。

第４章　障がい福祉施策の展開

1 施策の展開

（1）広報・啓発活動

アンケートの結果を見ても、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことのある人が少なくなく、障がい者の「完全参加と平等」を実現するためには、障がいのある無しに関わらず、共に生活し、活動できる社会の構築を目指すノーマライゼーションの理念に基づき、住民すべてがお互いを尊重し合い、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

このためには、行政だけでなく、企業、ボランティアなどを含むすべての住民が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚し主体的に取り組むことが重要であり、一人ひとりの理解と協力を促進させていくことが最も大切です。

そのため、障がいの有無に関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がい者に関する住民理解を一層促進するため、幅広い住民の参加による啓発や交流活動を推進します。

①広報・啓発活動の充実

【取組内容】

現在、広報いしいやホームページなどでの啓発活動及び文字による情報入手が困難な障がい者のために点字・声の広報を行うことで、必要度の高い情報などを提供しています。また、内部障がいなど外見からでは援助や配慮を必要としていることが分からない方々が、援助を得やすくなるよう「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

今後も誰もが暮らしやすい町を目指すために、障がいにはどんなものがあるか知ってもらい、「知ること」から「助け合うこと」ができるように引き続き啓発活動を行います。

②福祉教育の推進

【取組内容】

現在、石井町職員研修をはじめ、町民の方を対象とした人権啓発研修に障がい者の人権について、子どもの頃から学ぶことができるよう福祉教育を推進しています。

障がいのある方が住み慣れた地域社会で、活動でき、生活し続けるようにするためには、地域住民の障がいへの理解が欠かせません。今後も障がい者に対する理解を深めるために、積極的に研修に取り組みながら町民の方に対しても障害者差別解消法や合理的配慮について考え、学んでいただく機会を提供していきます。

③交流活動の促進

【取組内容】

関係機関との連携を強化し、ボランティア活動や福祉体験学習などを通じて、障がい者との交流機会の充実を図り、地域の福祉活動を行う団体などとのネットワークづくりを進めます。

また、ボランティア活動、生きがいや趣味を通じた社会参加などを呼びかけ、町民の方に広く周知を図っていきます。

（２）生活支援

障がい者の地域生活を支えるためには、サービス利用者本位の考え方に立って、障がい者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、福祉サービスの量・質の充実を図っていくことが必要です。それは、アンケートの結果、多くの障がい福祉サービスにおいて、現在利用しているよりも今後利用したい割合が大幅に上回っていたことからも分かります。

利用者本位の生活支援体制を構築するため、相談支援や障がい者の権利擁護などの地域生活支援事業を推進します。また、障がい者の多様なニーズに対応するため、介護給付、訓練等給付などの自立支援給付をはじめとする各種障がい福祉サービスの基盤整備・充実に努めるとともに、サービス利用の向上と同居家族の不安も解消できるよう相談体制を充実させていきます。

一方、地域住民による様々なボランティア活動や、ＮＰＯ、民間企業などによる活動は、障がい者の自立を支えるため重要な役割を担っていることから、これらの地域福祉活動参加への支援をはじめ、ボランティアの育成を推進します。

また、多様なサービス、活動に関する情報提供の充実や障がい者の生きがいづくりを支援し、すべての障がい者が豊かな地域生活を享受できる体制の確立に努めます。

①在宅サービス等の充実

【取組内容】

在宅サービスを利用している障がい者のニーズに対応するため、相談支援事業者やサービス提供事業者と連携を取りながら、利用者の自己決定の尊重や意思決定支援ができるように取り組んでいます。

今後は、よりよい在宅サービスを目指して、相談支援専門員を対象とした研修会を実施し、計画相談支援の質の向上を目指すように取組を行います。また、在宅で暮らす障がい者の方が、自分らしく生活できるように、町としても相談支援事業者やサービス提供事業所と連携を取りながら、地域での生活をサポートしていきます。

②権利擁護の推進

【取組内容】

知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理の支援を行う日常生活自立支援事業を推進します。また、民生児童委員など関係機関との連携を強化し、対象者の早期発見や適切な支援が行えるよう、ネットワークの構築を推進します。

③文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

【取組内容】

障がい者を対象に、お互いの理解と親睦を深めるため、障がい種別を越えた交流を検討します。また、生涯スポーツの導入など、障がい者が生きがいを持てるスポーツ活動の促進と施設の充実を図ります。

障がい者が各種の文化・芸術活動に参加できるよう、図書館などの社会教育施設とのネットワーク化を図り、点字図書の充実など学習活動を支援し、さらに活動の成果を発表できる場の充実などを図ります。

④地域福祉活動の推進

【取組内容】

自治会や民生児童委員、ボランティアなどの主体的な活動を支援し、地域全体の福祉力の向上を図り、強固な見守りネットワークの形成を図ります。また、関係機関と連携し、子どもの頃からのボランティア体験を推進し、若い世代の参加とネットワークの強化をより一層促進します。

（3）保健・医療

障がいの予防と同時に、早期発見・早期対応を行うことが重要であり、少子高齢化の進行とともに障がい者も高齢化が進んでおり、高齢化に伴う様々な疾病などへの対応や、障がい者の健康づくりに関しても充実させる必要があります。また、アンケート結果からは、地域で生活するために必要と考える支援として、在宅で医療ケアなどが適切に得られることが多く挙げられていました。

そのため、各種健診の実施により障がい原因の疾病の早期発見・早期対応を図るとともに、重症化を予防するため保健と医療の連携を強化していきます。また、関係機関とも連携しながら、健康づくりの活動を進めていきます。

①障がいの早期発見・予防

【取組内容】

現在、妊婦から高齢者まで各種健診を実施し、また特定健康診査受診者のうち、基準値を超える数値の方に保健指導を実施しています。また、がん検診で要精密検査となった未受診の方への受診勧奨を行ったり、乳幼児健診において発達相談や医療機関への紹介など健診受診者への支援体制の充実を図っています。

今後も生活習慣病などの早期発見、早期治療につなげるよう各種健診を実施し、重症化を予防するための保健指導を実施します。さらに、適切な保健指導ができるよう保健師や管理栄養士などの専門職を確保し、資質向上に努めます。

②健康相談・健康教育の実施と啓発

【取組内容】

現在、家庭訪問や個別相談などの対応や、必要に応じて関係者会議などで関係機関と連携しながら健康フェスティバルやがん対策保健推進員会にて心の健康づくりや発達障がいについて普及啓発を行うなどの支援を行っています。

今後も各関係機関と連携を取りながら、一般住民や健康づくりボランティアの方に対し、心身の健康について普及啓発を実施します。

③医療体制の充実

【取組内容】

重度心身障がい者に対する医療補助など、障がい者が安心して適切な医療を受けることができるように制度の周知を図ります。また、障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、自立支援医療の給付を行います。

（４）教育・育成

障がい者が社会の一員として様々な活動に参加し、住み慣れた地域において生きがいを持って暮らしていくためには、それぞれのライフステージに応じて、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育・保育は大変重要なものとなります。

障がい児教育を充実させていくために、乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を行い、学習指導を向上させることなどにより、障がい児教育の質の向上に努めます。また、安心・安全な保育環境を整備していくことで、就学前療育・保育の充実を図っていきます。

①就学前療育・保育の充実

【取組内容】

現在、障がい児保育事業補助金・障がい児受入促進事業のもと、保育所などにおいて障がいを持つ児童を受け入れるために必要な改修などを行うことにより、安全・安心な保育を提供しています。

今後もより過ごしやすく、また保育しやすい環境をつくることで事故の発生を防ぐとともに、障がい児を持つ保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保育士の専門性の向上に努めます。

②障がい児教育の充実

【取組内容】

現在、特別支援教育について、特別支援コーディネーターを配置するなど体制を構築し、教育相談・教育支援委員会における情報交換など、適切な就学（就園）ができるよう連携して行っています。また、県の実施している研修への参加や町内小学校特別支援学級合同交流学習の実施など、教員の情報交換・研修を行っています。

今後も、学校内における特別支援教育の体制の維持・向上に努め、学校教育と保育・幼児教育・療育の一貫性を確保するため、継続して特別支援地域連携協議会を開催します。さらに教員の専門性を高め、学習指導の向上にも努めます。

（５）雇用・就労

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活をしていくためには、就労は非常に大切なこととなります。就労は、ただ単に自立生活の手段を得るにとどまらず、社会参加、社会貢献、さらには生きがいにつながり、生活の質の向上のためにも重要です。

そのため、障がい者の雇用の促進については、それぞれの意思や能力に応じた就労支援を行うとともに、福祉的就労から一般就労への移行を進めていくため、関係機関・団体などとの連携・協力による支援体制を図ります。

また、就労後の支援や離職後の再訓練など、障がい者一人ひとりの状況に合わせた支援を行い、自立に向かう足がかりとなるよう努めます。

①障がい者の雇用の場の拡大

【取組内容】

障害者総合支援法による福祉サービスとして、一般就労を希望する障がい者を支援する「就労移行支援」と一般就労が困難な障がい者を対象とする「就労継続支援」を実施し、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うなどの支援を行っていきます。

②総合的な支援施策の推進

【取組内容】

現在、自立支援協議会や個別支援ケース会議などでの雇用・就労に関する専門機関との連携を行っています。

今後も訓練などサービスの利用やハローワーク、地域障害者職業センターなどの関係機関との連携を強化します。また、一般雇用につながるよう相談体制の充実を図り、さらに就労前から就労後にわたって支援が図れる体制づくりを進めます。

（６）生活環境

障がい者が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、建築物、道路、交通などにおける様々な障壁（バリア）を取り除き、すべての住民にとって安心で安全な生活に支障のない環境を整備することが大切です。

年齢や障がいのある無しに関わらず、誰もが利用しやすいように配慮されているユニバーサルデザインの考え方のもと、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「移動等円滑化の促進に関する基本方針」などに基づき、安全で快適に過ごせるような福祉のまちづくりを進め、環境の整備を図ります。

また、アンケート結果でも災害時に迅速な避難することができないとする回答が多くなっており、誰もが安全で安心できるまちづくりを推進するため、地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、支援体制の確立に努め、情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図ります。

①バリアフリーのまちづくり推進

【取組内容】

現在、誰もが利用しやすいように配慮されているユニバーサルデザインの考え方のもと安全で快適に過ごせるような福祉のまちづくりを進めています。

今後も継続して、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の周知を図り、居宅における改修への支援や、道路や公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、安全性の確保など生活環境の整備を図っていきます。

②安全で安心できるまちづくり推進

【取組内容】

「石井町地域防災計画」に基づき警察、消防など各種団体との障がい者を含む要配慮者台帳などの発災時の情報共有など、救援体制の整備を進めています。しかし、発災前の要配慮者の情報共有など、平時からの要配慮者の把握、また災害時における各種団体への情報伝達体制が課題となっています。そこで、発災前から警察、消防など各種団体と要配慮者の情報を共有し、事前に支援体制を整えることにより災害時に迅速かつ適格な支援体制の整備を目指します。

また、平時より地域や関係機関と防災訓練を行うことにより災害時の情報伝達体制の強化を目指します。

第３編　障がい福祉計画

第５章　障がい福祉サービス等の見込量

1　障がい福祉サービスの利用状況

障がい福祉サービスの利用状況をご覧いただく際の留意点は以下の通りです。

〇人数については、月間の利用者数を記載しています。

〇人日分は「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」を表しています。

（１）障がい福祉サービス利用者数の推移

障がい福祉サービス利用者数は、平成 26 年度以降増加傾向にあり、平成 28 年度は 194 人となっています。

障害支援区分別に見ると、平成 28 年度は「区分６」が 58 人と最も多く、次いで「区分５」が 35 人となっています。

図表　障害支援区分別サービス利用者数の推移

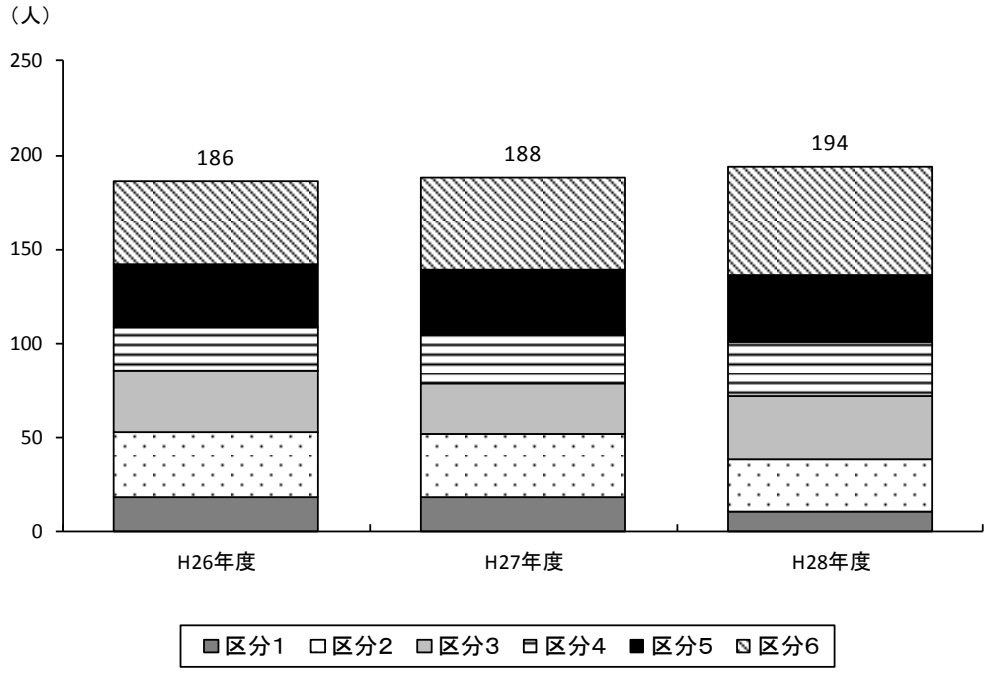

（単位：人）

項目		H26 年度	H27 年度	H28 年度
障害支援区分	区分1	18	18	11
	区分2	35	34	27
	区分3	32	27	34
	区分4	23	26	29
	区分5	34	34	35
	区分6	44	49	58
合計		186	188	194

資料：石井町福祉生活課（各年度末現在）

（２）利用人数・利用量の推移

①訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）は、平成 27 年度より利用人数、利用時間ともに増加しています。

図表　訪問系サービスの利用人数・利用時間の推移

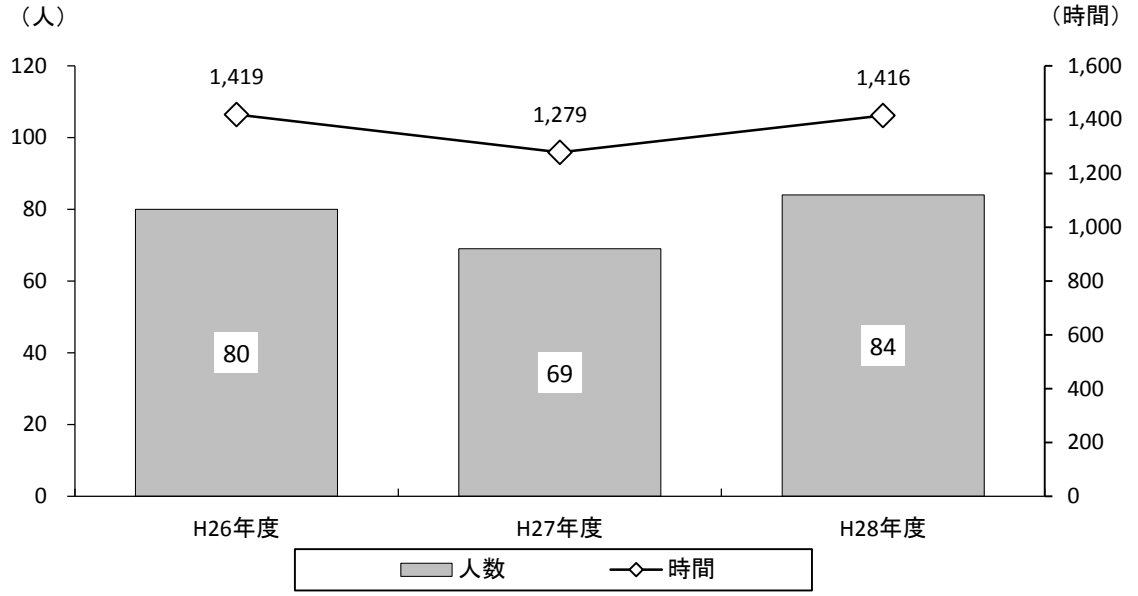

項目		H26 年度	H27 年度	H28 年度
訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	人数	80	69	84
	時間	1419	1279	1416

資料：石井町福祉生活課（各年度末現在）

②日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練〈機能訓練、生活訓練〉、就労移行支援、就労継続支援〈Ａ型・Ｂ型〉、療養介護、短期入所〈福祉型、医療型〉）では、利用人数は増加していますが、利用人日数は減少傾向にあり、平成 28 年度はそれぞれ 167 人、3,195 人日分となっています。

サービス別に見ると、特に「短期入所（福祉型）」が大きく増加しています。

図表　日中活動系サービスの利用人数・利用人日数の推移

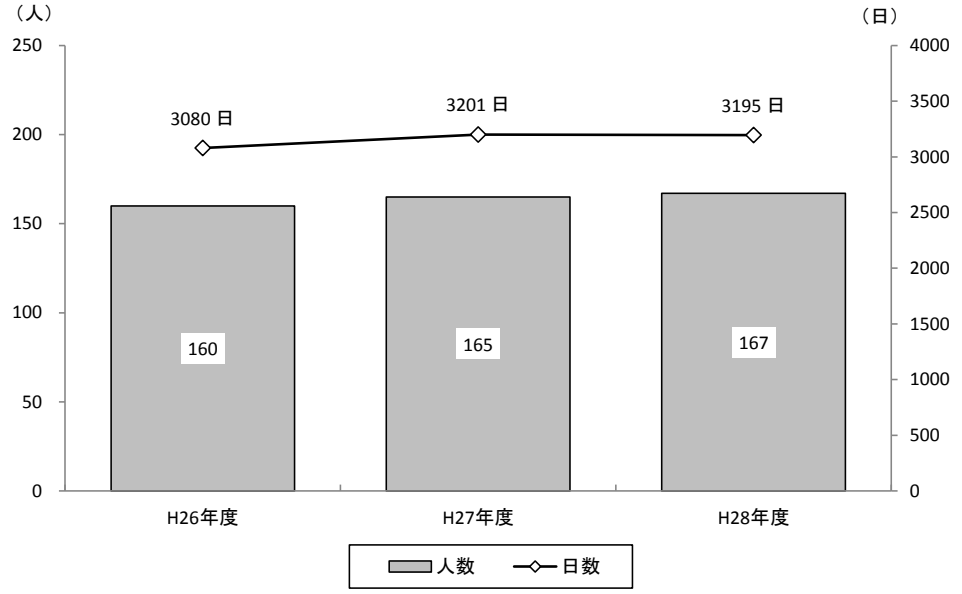

項目		H26 年度	H27 年度	H28 年度
生活介護	人数	94	94	94
	人日分	1983	1976	1967
機能訓練（自立訓練）	人数	0	1	1
	人日分	0	21	18
生活訓練（自立訓練）	人数	8	6	5
	人日分	183	114	109
就労移行支援	人数	3	3	3
	人日分	50	51	42
就労継続A型	人数	8	11	11
	人日分	149	205	199
就労継続B型	人数	27	36	37
	人日分	479	606	608
療養介護	人数	6	6	6
	人日分	178	176	182
短期入所（福祉型）	人数	11	6	9
	人日分	47	47	68
短期入所（医療型）	人数	2	2	1
	人日分	12	6	3
合計	人数	160	165	167
	人日分	3080	3201	3195

資料：石井町福祉生活課（各年度末現在）

③居住系サービス

居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援）の利用者数は平成 26 年度以降ほぼ横ばいです。

図表　居住系サービスの利用人数の推移

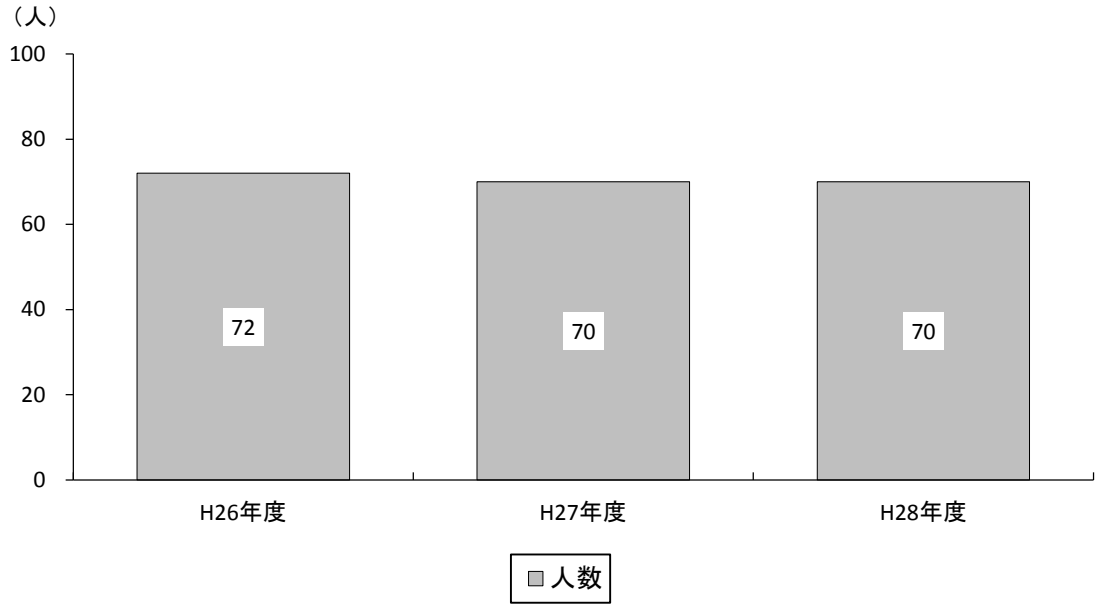

項目		H26 年度	H27 年度	H28 年度
共同生活援助	人数	13	12	12
	人日分	368	346	342
施設入所支援	人数	59	58	58
	人日分	1743	1734	1720
合計	人数	72	70	70
	人日分	2111	2080	2062

資料：石井町福祉生活課（各年度末現在）

2 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業の利用状況をご覧いただく際の留意点は以下の通りです。

〇人数、件数、回数、延べ時間については年間の数値を記載しています。

（1）必須事業

①相談支援事業

障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。

事業名	単位	H26 年度	H27 年度	H28 年度
障がい者相談支援事業	実施か所	3	3	3

②成年後見制度利用支援事業

障がい者の権利を守り、安心して生活していくことができるように、成年後見制度の利用を支援します。

事業名	単位	H26 年度	H27 年度	H28 年度
成年後見制度利用支援事業	実施件数	0	0	1

③意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話奉仕員・要約筆記者等を派遣します。

事業名	単位	H26 年度	H27 年度	H28 年度
手話通訳者派遣事業	手話通訳士登録者数	15	15	15
	手話通訳者	46	46	50
	延べ派遣回数	76	89	83
要約筆記者派遣事業	要約筆記者	8	8	8
	要約筆記奉仕員登録者数	20	20	16
	延べ派遣回数	11	13	6

④日常生活用具給付等事業

障がい児・者の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

事業名	単位	H26 年度	H27 年度	H28 年度
介護訓練支援用具	件	2	0	1
自立生活支援用具	件	2	1	2
在宅療養等支援用具	件	5	4	2
情報・意思疎通支援用具	件	8	4	8
排せつ管理支援用具	件	536	619	714
住宅改修費	件	0	0	1

⑤移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。

事業名	単位	H26 年度	H27 年度	H28 年度
移動支援事業（個別支援型）	実施か所	11	12	16
	実人数	11	13	9
	延べ時間	889	1,049	1,038
移動支援事業（車両移送型）	実施か所	1	1	1
	実人数	4	2	2
	延べ時間	153	21	24

⑥地域活動支援センター機能強化事業

障がい者の日中活動の場として、各機能を備えたセンターを通じ、創作的活動または生活活動などの機会を提供していきます。

事業名	単位	H26 年度	H27 年度	H28 年度
基礎的事業	実施か所	2	2	2
	人	28	28	29
Ⅰ型	実施か所	0	0	0
Ⅱ型	実施か所	1	1	1
Ⅲ型	実施か所	1	1	1

（２）任意事業

①福祉ホームの運営

住居を求めている障がい者等に対して、日常生活に必要な便宜を供与する福祉ホーム事業を実施します。

事業名	単位	H26 年度	H27 年度	H28 年度
福祉ホームの運営	設置か所	0	0	0
	実人数	0	0	0

②日中一時支援事業

日中における活動の場の確保及び家族の就労支援や一時的な休息の確保を図るため、利用可能施設の情報などの広報を行っていきます。

事業名	単位	H26 年度	H27 年度	H28 年度
日中一時支援事業	実施か所	20	20	18
	延べ回数	330	276	181

③巡回支援専門員整備

現在ＮＰＯ法人に業務を委託しており、町内保育所・幼稚園（９か所）に対し、巡回専門員を派遣し障がいの早期発見・早期対応のために利用されています。今後も障がいが気になる段階から支援を行うための体制整備を図っていきます。

事業名	単位	H26 年度	H27 年度	H28 年度
巡回支援専門員整備	延べ利用者数	－	581	610

④社会参加支援

障がい者が住み慣れた地域社会の中で社会に参加できるようにするために点字・声の広報等発行事業などを実施します。

事業名	単位	H26 年度	H27 年度	H28 年度
点字･声の広報等発行	実施状況	実施済み	実施済み	実施済み
自動車運転免許取得･改造助成	助成件数	1	0	0

⑤交付税財源

事 業 項 目	事　　業　　内　　容
障害支援区分認定等事務	障害支援区分認定等の事務を円滑に実施し、障がい福祉サービスの円滑な利用を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成	障がいのある人の社会参加支援のため、自動車の免許取得費用や車両の改造費用について助成します。

事業名	単位	H26 年度	H27 年度	H28 年度
障害支援区分認定等事務	審査判定件数	43	108	80
自動車運転免許取得･改造助成	実施状況	0	0	0

3 障がい福祉サービスの見込量

【見込量の考え方】

現在の利用者数、障がい者や家族などのニーズ、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。

また、障がい福祉サービスの見込量をご覧いただく際の留意点は以下の通りです。

〇人数については、月間の利用者数を記載しています。

〇人日分は「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」を表しています。

（1）訪問系サービス

事 業 項 目	事　　業　　内　　容
居宅介護	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排せつ・食事などの介護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

【計画期間の見込量】

種　類	区　分	H30 年度	H31 年度	H32 年度
訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	人日分	1632	1683	1734
	人数	96	99	102

【訪問系サービスにおける見込量確保の方策】

訪問系サービスに対するニーズは高まっており、65 歳以上の利用者も増えていることから、介護保険制度との円滑な利用促進が課題となっています。そのため、サービス内容や対象者などについて利用者に対し情報提供をしていき、本人にあった在宅サービスを組み合わせながら安心して生活できるよう支援していきます。

（2）日中活動系サービス

事 業 項 目	事　　業　　内　　容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練及び情報提供を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、障がい者本人の適正と能力に応じた雇用の場を提供できるように支援します。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、就労を希望する障がい者の自立支援を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅などへの訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 （福祉型、医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、各施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【計画期間の見込量】

種　類	区　分	H30 年度	H31 年度	H32 年度
生活介護	人日分	2020	2060	2100
	人数	101	103	105
自立訓練 （機能訓練）	人日分	13	13	13
	人数	1	1	1
自立訓練 （生活訓練）	人日分	98	118	118
	人数	5	6	6
就労移行支援	人日分	85	102	102
	人数	5	6	6
就労継続支援（A型）	人日分	221	286	323
	人数	13	16	19
就労継続支援（B型）	人日分	748	799	850
	人数	44	47	50
就労定着支援	人数	1	2	2
療養介護	人数	7	7	7
短期入所 （福祉型）	人日分	38	45	52
	人数	11	13	15
短期入所 （医療型）	人日分	8	13	13
	人数	2	3	3

【日中活動系サービスにおける見込量の確保の方策】

地域での生活を進めていく上では、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、サービス提供事業者のサービス提供移行時期を明確に

し、利用希望者に事業者情報を提供していきます。今後も地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保にも留意していきます。

（3）居住系サービス

事 業 項 目	事　　業　　内　　容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ、食事の介護など日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護など日常生活の支援及び情報提供を行います。

【計画期間の見込量】

種　類	区　分	H30 年度	H31 年度	H32 年度
自立生活援助	人数	0	1	1
共同生活援助	人数	16	17	18
施設入所支援	人数	58	57	56

【居住系サービスにおける見込量の確保の方策】

自立生活援助や共同生活援助については、地域で生活ができるよう必要な支援を行い、生活の場の確保に努めます。また、施設入所支援については、認定審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。

（4）相談支援

事 業 項 目	事　　業　　内　　容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療などの専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。
地域移行支援	精神科病院に入院している精神障がい者または障がい者施設などに入所している障がい者につき住居の確保や地域での生活に移行するための支援や相談を行います。
地域定着支援	地域移行した居宅にて単身などで生活する障がい者につき、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急などに相談など必要な支援を行います。

【計画期間の見込量】

種　類	区　分	H30 年度	H31 年度	H32 年度
計画相談支援	人数	257	260	263
地域移行支援	人数	2	2	4
地域定着支援	人数	1	1	1

【相談支援における見込量の確保の方策】

利用者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、各種相談事業所との連携を図ります。

（５）障がい児支援

事 業 項 目	事　　業　　内　　容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援の事業内容及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後または休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などへ行き、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどにより外出が困難な障がい児に対する居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療などの専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。

【計画期間の見込量】

種　類	区　分	H30 年度	H31 年度	H32 年度
児童発達支援	人日分	450	480	510
	利用児童数	45	48	51
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0
	利用児童数	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	671	726	781
	利用児童数	61	66	71
保育所等訪問支援	人日分	8	10	12
	利用児童数	4	5	6
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数	0	1	1
障がい児相談支援	利用児童数	106	114	122

【障がい児支援における見込量の確保の方策】

多様化する障がいのニーズに合わせ、必要なサービスをきめ細かく提供できるよう支援体制の充実を図っていきます。

4 地域生活支援事業の見込量及び確保策

（１）必須事業

【必須事業における見込量の確保の方策】

基幹相談支援センターを中心に、相談支援の機能強化に努め、さらなる充実を図っていきます。移動支援事業については、少しずつ利用が増えてきているため、今後も支援の充実を図っていきます。

①相談支援事業

障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。

平成 30 年４月より、基幹相談支援センターと相談支援事業所とが連携しながら、相談支援のスキルアップのための研修や、支援困難ケースに対する事業所へのアドバイスなどを行い、地域の相談支援の充実を目指します。

事業名	単位	H28 年度（実績）	H30 年度	H31 年度	H32 年度
障がい者相談支援事業	実施か所	3	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施か所	0	1	1	1

②成年後見制度利用支援事業

障がい者の権利を守り、安心して生活していくことができるように、成年後見制度の利用支援を基幹相談支援センターと連携を取りながら行っていきます。

事業名	単位	H28 年度（実績）	H30 年度	H31 年度	H32 年度
成年後見制度利用支援事業	実施件数	1	1	2	3

③意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話奉仕員・要約筆記者等を派遣します。

障がい者とその他の人との意思疎通が円滑に図れるようサービス内容や対象者について情報提供していきます。

事業名	単位	H28 年度（実績）	H30 年度	H31 年度	H32 年度
手話通訳者派遣事業	手話通訳士登録者数	15	15	15	15
	手話通訳者	50	50	50	50
	延べ派遣回数	83	85	90	95
要約筆記者派遣事業	要約筆記者	8	8	8	8
	要約筆記奉仕員登録者数	16	16	16	16
	延べ派遣回数	6	6	6	6

④日常生活用具給付等事業

障がい者（児）の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

障がい者（児）が適切な支援機器を選択できるように、広報していくとともに、利用者のニーズの把握に努めます。

事業名	単位	H28 年度（実績）	H30 年度	H31 年度	H32 年度
介護訓練支援用具	件	1	2	2	2
自立生活支援用具	件	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	2	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件	8	8	8	8
排せつ管理支援用具	件	714	880	960	1040
住宅改修費	件	1	1	1	1

⑤移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。

利用者が買い物やサークル活動のために安心して外出することができるようにサポートし、サービス内容や情報提供も行っていきます。

事業名	単位	H28 年度（実績）	H30 年度	H31 年度	H32 年度
移動支援事業（個別支援型）	実施か所	16	20	21	22
	実人数	9	10	12	14
	延べ時間	1,038	1050	1100	1150
移動支援事業（車両移送型）	実施か所	1	1	1	1
	実人数	2	3	4	5
	延べ時間	24	30	35	40

⑥地域活動支援センター機能強化事業

障がい者の日中活動の場として、各機能を備えたセンターを通じ、創作的活動または生活活動などの機会を提供していきます。

事業名	単位	H28 年度（実績）	H30 年度	H31 年度	H32 年度
基礎的事業	実施か所	2	2	2	2
	人	29	29	30	30
Ⅰ型	実施か所	0	0	0	0
Ⅱ型	実施か所	1	1	1	1
Ⅲ型	実施か所	1	1	1	1

（２）任意事業

①福祉ホームの運営

住居を求めている障がい者等に対して、日常生活に必要な便宜を供与する福祉ホーム事業を実施します。

事業名	単位	H28 年度（実績）	H30 年度	H31 年度	H32 年度
福祉ホームの運営	設置か所	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0

②日中一時支援事業

日中における活動の場の確保及び家族の就労支援や一時的な休息の確保を図るため、利用可能施設の情報などの広報を行っていきます。

事業名	単位	H28 年度（実績）	H30 年度	H31 年度	H32 年度
日中一時支援事業	実施か所	18	19	19	20
	延べ回数	181	220	240	260

③巡回支援専門員整備

現在ＮＰＯ法人に業務を委託しており、町内保育所・幼稚園（９か所）に対し、巡回専門員を派遣し障がいの早期発見・早期対応のために利用されています。今後も障がいが気になる段階から支援を行うための体制整備を図っていきます。

事業名	単位	H28 年度（実績）	H30 年度	H31 年度	H32 年度
巡回支援専門員整備	延べ利用者数	610	620	630	640

④社会参加支援

障がい者が住み慣れた地域社会の中で社会に参加できるようにするために点字・声の広報等発行事業などを実施します。

事業名	単位	H28 年度（実績）	H30 年度	H31 年度	H32 年度
点字･声の広報等発行	実施状況	実施済み	実施	実施	実施

⑤交付税財源

事 業 項 目	事　　業　　内　　容
障害支援区分認定等事務	障害支援区分認定等の事務を円滑に実施し、障がい福祉サービスの円滑な利用を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成	障がいのある人の社会参加支援のため、自動車の免許取得費用や車両の改造費用について助成します。

事業名	単位	H28 年度（実績）	H30 年度	H31 年度	H32 年度
障害支援区分認定等事務	審査判定件数	80	100	80	85
自動車運転免許取得･改造助成	実施状況	0	1	1	1

第６章　成果目標

1　平成 32 年度末の目標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】

平成 32 年度までに、平成 28 年度末入所者数の９％以上を地域生活へ移行すること、また施設入所者数を２％以上削減することを目標とします。（高齢化・重症化を背景とした目標設定）。ただし、現計画（第４期計画）目標値の未達成分を考慮し設定します。

	H28 年度 実績	H29 年度 見込	H30 年度 見込	H31 年度 見込	H32 年度 目標
年度末時点利用者数	58	58	58	57	56
削減数（人）		0	0	1	2
		0%	0%	1.7%	3.4%
地域生活移行者数 （累計）		0	1	3	6
		0.0%	1.7%	5.2%	10.3%

※削減数（率）、地域生活移行者数（率）は、平成 28 年度末時点の利用者数との比較

※利用者は町の支給決定者の数値（他都道府県への利用者も含む）。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

平成 32 年度までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目指します。

なお、石井町としては現在ある「名西郡自立支援協議会」の機能を活用し、専門部会としての設置を検討しています。また、精神科医療に携わる関係者にも参加していただきながら平成 32 年度末までに目標を達成したいと考えています。

（３）地域生活支援拠点等の整備【継続】

地域生活支援拠点等が担う機能について検討を行い、基幹相談支援センターや自立支援協議会とも連携しながら、平成 32 年度末までに整備を目指します。

（箇所数）

H32 年度末における整備数	1

（４）福祉施設から一般就労への移行【継続】

一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とすることを基本とし、就労移行支援事業利用者数を平成 28 年度実績の 20%増加することを目指します。ただし、現計画（第４期計画）目標値の未達成分を考慮し設定します。

さらに、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とし、就労定着支援による支援開始１年後の職場定着率を８割以上とすることを目指します。

＜一般就労移行者数＞

No	項目	H27 年度 実績	H28 年度 実績	H29 年度 見込	H30 年度 見込	H31 年度 見込	H32 年度 目標(計画)
1	年間一般就労移行者数	2	2	2	2	3	3
		倍率 (H28 実績比)		1.0	1.0	1.5	1.5

※管内各施設実際の移行者の積み上げ（他都道府県・市町村の支給決定者も含む）

No	項目		H28 年度 実績	H29 年度 見込	H30 年度 見込	H31 年度 見込	H32 年度 目標
2	就労移行支援事業利用者数		3	4	5	6	6
		計	3	4	5	6	6
		進捗率 (H28 実績比)		1.3	1.7	2.0	2.0

No	項目	就労移行支援事業所ごとの 就労移行率	
3	平成 28 年度就労移行支援事業所数(箇所)	1	
	平成 29 年度就労移行支援事業所数(箇所)	1	
	就労移行率が3割以上の事業所数及び割合(箇所)	0	0.0%
	平成 30 年度就労移行支援事業所数(箇所)	1	
	就労移行率が3割以上の事業所数及び割合(箇所)	0	0.0%
	平成 31 年度就労移行支援事業所数(箇所)	1	
	就労移行率が3割以上の事業所数及び割合(箇所)	1	100.0%
	平成 32 年度就労移行支援事業所数目標(箇所)	1	
	就労移行率が3割以上の事業所数及び割合(箇所)	1	100.0%

No	項目	H27 実績	H28 年度見込	H29 年度見込	H30 年度見込	H31 年度見込	H32 年度目標(計画)
4	就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(数値設定はH31 年度から)					50	100

（５）障がい児支援の提供体制の整備等【新規】

平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所設置すること、保育所など訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築することを基本とします。

また平成 30 年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することを目指します。なお、平成 32 年度末までに整えるべき、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを利用できる体制はすでに整備済みです。

(単位：箇所)

	H28 年度末における設置数	H29 年度末における設置数	H30 年度末における設置数	H31 年度末における設置数	H32 年度末における設置数
(1)児童発達支援センター	0	0	0	0	1
(2)保育所等訪問支援	0	0	0	0	1
(3)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1	1	1	1	1
(4)主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1	1	1	1	1
(5)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	0	0	1	1	1

石井町　障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

平成 30 年３月

発　行：石井町福祉生活課

住　所：〒779-3295　徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121-1
ＴＥＬ：088-674-1116
ＦＡＸ：088-675-1500
http://www.town.ishii.lg.jp/